2021年度人権施策に関する報告

①人権教育

職員人権研修

全職員を対象とする人権研修（会計年度任用職員を含む）

年度	内容	参加人数
2019	開催日：10月30日 ・講演「障害者差別解消法について～合理的配慮って何をすればいいの～」 　講師：近藤　厚志さん（弁護士） ※市民も対象とした研修 開催日：2月17日、18日、19日 ・映像研修「ハラスメント・しない、させないための双方向コミュニケーション」 「見過ごしていませんか　性的少数者（LGBT）へのセクシュアルハラスメント」 ・講演とグループワーク 「インターネットと人権について」 　講師：世利　桃枝　さん（特定非営利活動法人ニューメディア人権機構事務局次長） ・講演とグループ討議 「障害者理解を深める」 　講師：潮谷　光人　さん（東大阪大学こども学部こども学科准教授）	679
2020	新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、研修1コマ（90分）の定員を20名程度（新採職員および人権推進員は受講必須）として開催し、その他の職員はeラーニング（庁内ネットワークシステム）による自己啓発研修 開催日：2月16日、22日、24日 ・映像研修「 障がいってなに？～問いかける声　問われる社会」 「 わたしらしくあなたらしく～多様な性を生きる～」 ・講演とグループ討議 「コロナ禍において考える人権」 　講師：朴　君愛さん（一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター　上席研究員） ・講演とグループ討議 「部落問題への理解を深める」 　講師：籾山　彩さん、松本　郁夫さん ・eラーニング（庁内ネットワークシステム）による自己啓発研修 「障害者差別解消法について」「職場のハラスメントについて」	103
2021	新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、研修1コマ（90分）の定員を20名程度（新採職員および人権推進員は受講必須）として開催し、その他の職員はeラーニング（庁内ネットワークシステム）による自己啓発研修 開催日：2月7日、8日、9日 ・映像研修：「映像で学ぶ　部落差別解消推進法」 ・講演とグループ討議 「障害への理解を深める」 　講師：松波　めぐみ　さん（大阪市立大学他にて非常勤講師） ・講演とグループ討議 「インターネットにおける誹謗中傷・ヘイト」 　講師：辻　大介　さん（大阪大学人間科学研究科准教授） ・講演とグループワーク 「性的マイノリティへの支援を考える」 　講師：桂木　祥子　さん（（特活）QWRC理事） ・eラーニング（庁内ネットワークシステム）による自己啓発研修 「障害者差別解消法について」「職場のハラスメントについて」	中止（自己啓発研修は実施）

人権推進員（40名）研修

人権推進員（各課に1名配置）を対象とする研修

年度	内容	参加人数
2019	講演とワークショップ「自分のセクシュアリティを知ろう・考えよう。」 開催日：令和２年３月４日 テーマ：「自分のセクシュアリティを知ろう・考えよう。」 講　師：いのもと　さん（ROS／QWRC／ポリアモリー研究室） 六色 かや子さん（ろくしきらぼ（6-Lab.））	27
2020	職員人権研修と合同開催	―
2021	職員人権研修と合同開催	中止

藤井寺市人権のまちづくり協会会員研修

協会会員を対象とする研修

年度	内容	参加人数
2019	現地研修（フィールドワーク・講義） 開催日：令和２年３月（予定） テーマ：「部落差別をはじめ人権問題の解決に向けた市民交流事業について理解を深める」 場　所：堺市立人権ふれあいセンター（交流ホール・相談ホール）・舳松人権歴史館 ボランティアガイドによる講義及び館内見学案内など	中止
2020	自己啓発研修 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の報告書と解決に向けた啓発教材による自己啓発研修	全会員へ郵送
2021	ふじいでらひゅーまんメッセ2021（DVや性暴力への理解を深めるパネル展示会を開催）との合同開催	―

②人権啓発

男女共同参画フォーラム（本市人権のまちづくり協会と協働）

市民を対象とする男女共同参画週間啓発事業

年度	内容	参加人数
2019	開催日：６月２８日 テーマ：名もなき家事を考える 『妻よ薔薇のように　家族はつらいよⅢ』上映会 講　師：斧出　節子さん（京都華頂大学現代家政学部教授） 概　要：女性の社会進出、男性の家庭参画は少しずつ進んでいるが、家事労働に対する社会的評価は低く、対価もないことから、「名もなき家事」を題材として学ぶとともに、家事労働の価値に対する認識を深める講演会	130
2020	新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、オンライン形式（藤井寺市公式チャンネルにて限定公開）で、男女共同参画フォーラムと併せて開催 配信日：１２月４日～１３日 テーマ：ヒューマンライツコンサート ～音楽に込められたメッセージ～ 講　師：（解説）松本城洲夫 さん　（演奏）アンサンブル・サビーナ 概　要：「女性の自立・自由」をテーマに、ジブリを含めた音楽が作られた背景や思いなどついて解説を受け、音楽を通じて男女共同参画の視点を養うための講演会	視聴回数 約100件
2021	開催日：７月３日 【1部】 講　演：「実写版『アラジン』の魅力！」 講　師：今井　木の実　さん（関西学院大学人間福祉学部教授） 【2部】 映画上映：実写版「アラジン」 概　要：ディズニープリンセスの描かれ方の変容や、日本が抱えるジェンダーの課題について学ぶことにより、市民のジェンダー意識の向上を目的とした講演会と映画上映会	27

ふじいでらひゅーまんメッセ（本市人権のまちづくり協会と協働）

市民を対象とする人権週間啓発事業

年度	内容	参加人数
2019	開催日：１２月６日（金） テーマ：映画「あん」上映会とハンセン病回復者の講演会 講　師：加藤めぐみさん（ハンセン病回復者支援センター） ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会会員 概　要：ハンセン病回復者とその周辺の人々との交流を通じて、生れてきた意味や生きていく意味を考える映画上映とともに、ハンセン病回復者に対する認識を深める講演会の実施	110
2020	男女共同参画フォーラムと合同開催	―
2021	開催日：３月１４日（月）～１８日（金） テーマ：パネル展「ストップ！ＤＶ・性暴力」 概　要：被害者のほとんどが女性であるＤＶや性暴力に対する理解を深めるパネル展の実施	―

ピースメッセージ平和展（本市人権のまちづくり協会と協働）

市民を対象に、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝える事業

年度	内容	参加人数
2019	開催日：８月２日・３日 テーマ：新しい時代を迎えた今　後世に残す　薄れゆく戦争の記憶といのちの大切さ 映画：「夕凪の街　桜の国」「クロがいた夏」 展示：原子爆弾―広島と長崎の記録―（堺市立平和と人権資料館） 　　　戦時下の暮らしに関する物品展示（立命館大学国際平和ミュージアム所蔵） 平和の歌声コンサート・命の大切さを伝える人形劇	330
2020	開催期間　８月６日～８月１４日 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、市庁舎１階ロビーにて縮小開催 展示：長崎・広島原爆パネル展 　　　核兵器禁止条約早期締結を求める署名コーナー設置	―
2021	開催日：８月７日 テーマ：戦争の惨禍と尊い平和を未来へ伝える 映画：「あの日のオルガン」「対馬丸～さようなら沖縄～」（アニメ） 展示：大阪大空襲体験画展・戦中、戦後の現物資料展 　　　核兵器の廃絶を訴える署名コーナー設置	100

本人通知制度及び戸籍等不正取得事件に関する啓発	
内容	戸籍等不正取得事件に対する注意喚起のための啓発と、抑止効果のある本人通知制度に関する特設ブースを設置
体制	設置日　　１２月８日 設置場所　藤井寺イオンショッピングセンター

市庁舎及び関連施設におけるライトアップによる啓発活動	
内容	シトラスリボンプロジェクト、女性対する暴力をなくす運動に関する啓発のため、市庁舎及び文化施設をライトアップする事業
体制	７月　シトラスリボンプロジェクト（アイセルシュラホール） １１月　女性に対する暴力をなくす運動（市庁舎及び生涯学習センター）

市広報紙・ホームページ等による啓発

市広報紙（毎月発行）等において人権に関する啓発記事を掲載する事業

4月	性的マイノリティの人権問題（アンコンシャス・バイアス）について
5月	憲法週間、基本的人権の尊重、人権擁護委員について
6月	就職差別問題について・藤井寺市人権行政基本方針・推進計画に関する啓発記事
7月	SNS上の人権問題（トラブル、ネットリテラシー）について
8月	平和啓発記事（大阪大空襲にまつわる戦争体験記）について
9月	インクルージョンへの認識について
10月	部落差別問題（部落差別解消推進法）について
11月	女性の人権問題（DVや性暴力根絶、生理の貧困）について、犯罪被害者週間の啓発記事
12月	人権週間（様々な人権問題）について、人権週間イベントの啓発記事
1月	障害者の人権問題（障害者差別解消法）について
2月	ハンセン病回復者とその家族の人権について
3月	コロナ差別（ワクチンやマスクにまつわること）について

・市ホームページにおいて、様々な人権問題に関する啓発記事や情報を周知

・市公式動画チャンネルにおいて、女性に対する暴力根絶やDVに関する情報を周知

・市公式SNSにおいて、開催する様々な人権啓発イベントや啓発講座を周知

③相談体制

行政による人権相談

実施内容	人権推進担当職員（3名）による様々な人権侵害の解消に向けた相談事業
実施体制	場所：市役所1階相談室 日時：月曜日～金曜日　9時～17時30分（祝日除く）
実　績	【別紙1】

人権悩みの相談室

実施内容	専任相談員（4名）による様々な人権に関する悩み事や問題に関する相談事業 また、女性に対する暴力をなくす運動期間中に、啓発パネル展と夜間特設相談室を実施（11月12日、19日・両日21時まで）
実施体制	場所：市民総合会館3階相談室 日時：月曜日～土曜日（木曜日を除く）　9時～16時（12時～13時除く）
実　績	【別紙1】

人権相談（人権擁護委員藤井寺地区委員会と協働）

実施内容	人権擁護委員（7名）による様々な人権に関する相談事業
実施体制	場所：市役所1階相談室 日時：毎月第4木曜日　13時30分～15時30分
実　績	0件（2021年度）

人権相談ネットワーク会議

実施内容	各種相談窓口間の情報交換及び連携協力を目的としたネットワーク事業
実施体制	教育部門、福祉部門、環境部門、就労部門等とのネットワーク組織として位置づけを行い、必要に応じて開催（協働人権課が庶務担当）
実　績	新型コロナウイルス感染症に関連する相談や取組の状況を把握するため、ネットワークを構成する各課に対して実態調査と取りまとめを実施した。 【別紙2】

合同相談事業（近隣市町村・関係団体と協働）

実施内容	羽曳野市、柏原市、大阪狭山市、大阪府人権協会と連携した人権及び法律相談（1コマ50分）事業
実施体制	実施主体は4市による輪番制（2021年度は本市）とし、年1回開催
実　績	法律相談4件（保証人関係、捜索関係、債務整理関係、相続関係）（柏原市民1名、羽曳野市民1名、藤井寺市民2名）

④情報の収集・提供

啓発教材の収集

人権に関する教材を、市民、市内事業所、協会会員に対して提供する事業

（図書は市予算、DVDは協会予算より支出）

種別	タイトル	人権課題テーマ
図書	アドボカシーってなに？（解放出版社2021年発行）	こども
〃	入門　山口の部落解放志（解放出版社2021年発行）	部落差別
〃	「つながり」を育み　授業を愉しむ（解放出版社2021年発行）	人権教育
〃	「10の姿」をこえる保育実践のために（解放出版社2021年発行）	人権教育・こども
〃	大阪マージナルガイド（解放出版社2021年発行）	部落差別
〃	感染症と人権（解放出版社2021年発行）	感染症患者
〃	全国のあいつぐ差別事件2021年度版（解放出版社2021年発行）	差別・偏見
〃	続　部落解放論の最前線（解放出版社2021年発行）	部落差別
〃	SDGsと人権Q&A（解放出版社2021年発行）	SDGs
〃	みるく世向かてぃ（解放出版社2021年発行）	ハンセン病回復者
〃	ごめん！聞いてごめんな（解放出版社2022年発行）	部落差別
〃	テクノロジーと差別	インターネット
〃	ネット中傷　駆け込み寺（武蔵野大学出版会2021年発行）	インターネット
DVD	日頃の言動から考える職場のハラスメント	ハラスメント
〃	涙に浮かぶ記憶　戦争を次世代へ伝えて	平和
〃	ずっと助けてと叫んでた	女性・こども
〃	共に働くための合理的配慮	障害者

学習機会・情報等の提供（大阪府・関係団体と協働）

大阪府、大阪府人権協会、大阪府企業人権協議会等と連携して、市民や協会会員に対して人権に関する研修及び講師等の案内や、情報提供を行う事業

種別	内容
学習機会	大阪府人権総合講座、人権リーダー養成講座、公正採用選考人権啓発推進員研修、同和・人権問題啓発講座など
情報	新型コロナウイルスに関する差別事象、えせ同和行為、憲法や人権に関連する法律の周知など
参加実績	・大阪府人権総合講座（５名参加）、おおさか相談フォーラム（３名参加） ・人権リーダー養成講座（１名参加）

⑤協働の取り組み

人権教育（人権擁護委員藤井寺地区委員会と協働）

人権教室・人権の花運動	
実施内容	市内学校園において「いじめ」をテーマとした教材による教育、及び配布した花を育てることにより、生きる力や思いやりの心を育むための教育
実施体制	2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大により人権教室は中止、人権の花運動は花の配架のみ実施（例年、それぞれ1学校園で実施）

人権啓発（本市人権のまちづくり協会と協働）

コロナ差別解消にむけた啓発（シトラスリボンプロジェクトなど）	
実施内容	コロナ差別の解消を目的としたシトラス色のリボンの輪を広げる同プロジェクトに賛同した啓発活動など
実施体制	小中学校、事業所、公共施設におけるシトラスリボンプロジェクトに関するポスター掲示、小学校におけるリボン作成、シトラスリボンバッジやウェットティッシュ作成及び配布、「STOP！コロナ差別」をスローガンとした啓発のぼりを相談窓口に設置。
人権啓発ポスターの募集・パネル展	
実施内容	人権の大切さを表現したポスター作品を募集し、（市内小中学校児童・生徒から598点応募）優秀作品40点を展示
実施体制	募集期間　7月1日～9月30日 展示期間　12月14日～20日 展示場所　藤井寺イオンショッピングセンター
人権を考えるパネル展	
実施内容	外国人や性的マイノリティなど、今の社会が直面する人権課題について学ぶためのパネル展を開催
実施体制	展示期間　1月7日～14日 展示場所　市立生涯学習センター1階展示コーナー

⑥調査・研究

調査の内容，手法等に関する検討について

・近隣市で実施された人権意識調査について【別紙3】

・戸籍謄本等の不正請求の防止にかかる国への要望について【別紙4】

⑦様々な人権問題と主な取り組み

●性的マイノリティの人権問題

申請書等の性別欄の見直しに関する実施調査報告【別紙5】

●インターネット上での人権問題

インターネット・モニタリング実施結果票・実施集計票【別紙6】

●感染症患者の人権問題

新型コロナウイルス感染症に関連する相談や取組の状況を把握するため、ネットワークを構成する各課に対して実態調査と取りまとめを実施した。（再掲）【別紙2】

●拉致問題

拉致問題に関するパネル展とアニメ「めぐみ」の上映会を実施

・実施期間　12月14日～20日　・実施場所　市役所1階ロビー

●平和問題

本年3月1日付でロシアのウクライナへの軍事侵攻に対して抗議文を送付

令和3(2021)年度分　人権相談件数等集計表

■機関名:	藤井寺市　市民生活部　協働人権課		
■担当者名:	前田　あすか	■電話番号:	(072)939－1059
■FAX番号:	(072)952－8981	■メールアドレス:	kyoudou-jinken@city.fujiidera.lg.jp

《留意点》
※本票は、各機関ごとに作成してください。
※人権相談事業の一部または全部を他機関へ委託している場合は、委託先の相談件数は含めず、貴機関で受けた相談件数のみを記載してください。
※人権相談業務を他機関より受託している場合は、当該受託事業分の相談件数も含めて記載してください。
※「延べ件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、3件とカウントしたときの件数です。
※「実件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、1件とカウントしたときの件数です。

(総件数)

	総延べ件数	総実件数
相談件数	52	46

人権相談事業を 委託 または 受託 している場合は、以下ご記載ください。
いずれかに〇をつけてください　　委託している　・　受託している
委託先 または 受託先 の名称

(内訳件数)

1 人権課題別相談件数	女性		男性		子ども	高齢者	障がい者	同和問題	外国人	ヘイトスピーチ	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害者とその家族	性的マイノリティ	職業・雇用	ホームレス	刑期を終えて出所した人々	新型コロナ人権問題	ネット人権侵害	その他・不明
	DV	DV以外	DV	DV以外																
※実件数	19	2				1		1	1						1					24

※重複計上可。

■「その他」の件数が多い場合は、具体的にどのような課題に関する相談が寄せられているのかを、次の欄に記載をお願いします。

配偶者以外からの暴力

2 相談形態別相談件数 ※延べ件数	電話	面接	家庭訪問	手紙・ファックス	メール	その他	計
	12	38				2	52

※重複計上不可。

3 相談者の性別別相談件数 ※実件数	男性	女性	その他	不明	計
	6	38	1	1	46

※重複計上不可。

4 相談者の年齢別相談件数 ※実件数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	① 60代	① 70代	① 80歳以上	② 60歳以上	不明	計
			9	6	7	3	4	1	2		14	46

※重複計上不可。
※60代、70代、80歳以上を区別して集計している場合は①に、60歳以上をまとめて集計している場合は②に記入してください。

5 対応状況別相談件数 ※実件数	助言・指導	侵害行為者との調整	他機関への通報・取次	他機関紹介	行政措置	その他	対応継続中	計
	8	1	5	9	1	22		46

※重複計上不可。
※「行政措置」とは、個別法の適用による対応を指します。(例:児童虐待防止法に基づく立入検査の実施 等)
※傾聴対応は、「その他」に分類してください。

6 その後の経過別相談件数 ※実件数	相談により事案解決(傾聴)	相談により事案解決(助言・情報提供等)	個別の専門相談機関等につなぎ専門相談機関等で対応	解決不能	相談の継続	相談者からの相談中断の申出	その他	計
		19	7	1	14		5	46

※重複計上不可。

令和3（2021）年度分　人権相談件数等集計表

■機関名：	藤井寺市人権悩みの相談室		
■担当者名：	前田　あすか	■電話番号：	(072)939－1059
■FAX番号：	(072)952－8981	■メールアドレス：	kyoudou-jinken@city.fujiidera.lg.jp

《留意点》
※本票は、各機関ごとに作成してください。
※人権相談事業の一部または全部を他機関へ委託している場合は、委託先の相談件数は含めず、貴機関で受けた相談件数のみを記載してください。
※人権相談業務を他機関より受託している場合は、当該受託事業分の相談件数も含めて記載してください。
※「延べ件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、3件とカウントしたときの件数です。
※「実件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、1件とカウントしたときの件数です。

（総件数）

	総延べ件数	総実件数
相談件数	418	53

人権相談事業を 委託 または 受託 している場合は、以下ご記載ください。
いずれかに〇をつけてください　　委託している　・　受託している
委託先 または 受託先 の名称

（内訳件数）

1 人権課題別相談件数	女性 DV	女性 DV以外	男性 DV	男性 DV以外	子ども	高齢者	障がい者	同和問題	外国人	ヘイトスピーチ	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害者とその家族	性的マイノリティ	職業・雇用	ホームレス	刑期を終えて出所した人々	新型コロナ人権問題	ネット人権侵害	その他・不明
※実件数	11	9	1		3	4	2		1					2	3			1	1	20

※重複計上可。

■「その他」の件数が多い場合は、具体的にどのような課題に関する相談が寄せられているのかを、次の欄に記載をお願いします。

生きづらい、気持ちを語る場がない

2 相談形態別相談件数 ※延べ件数	電話	面接	家庭訪問	手紙・ファックス	メール	その他	計
	303	114				1	418

※重複計上不可。

3 相談者の性別別相談件数 ※実件数	男性	女性	その他	不明	計
	9	42	2		53

※重複計上不可。

4 相談者の年齢別相談件数 ※実件数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	① 60代	① 70代	① 80歳以上	② 60歳以上	不明	計
		1	4	2	10	5	7	7	3		14	53

※重複計上不可。
※60代、70代、80歳以上を区別して集計している場合は(1)に、60歳以上をまとめて集計している場合は(2)に記入してください。

5 対応状況別相談件数 ※実件数	助言・指導	侵害行為者との調整	他機関への通報・取次	他機関紹介	行政措置	その他	対応継続中	計
	4			4		44	1	53

※重複計上不可。
※「行政措置」とは、個別法の適用による対応を指します。（例：児童虐待防止法に基づく立入検査の実施 等）
※傾聴対応は、「その他」に分類してください。

6 その後の経過別相談件数 ※実件数	相談により事案解決（傾聴）	相談により事案解決（助言・情報提供等）	個別の専門相談機関等につなぎ専門相談機関等で対応	解決不能	相談の継続	相談者からの相談中断の申出	その他	計
	1	6	2	1	43			53

※重複計上不可。

令和２（2020）年度分　人権相談件数等集計表

■機関名：	藤井寺市　市民生活部　協働人権課

（総件数）

	総延べ件数	総実件数
相談件数	89	69

（内訳件数）

1 人権課題別相談件数	女性		男性		子ども	高齢者	障がい者	同和問題	外国人	ヘイトスピーチ	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害者とその家族	性的マイノリティ	職業・雇用	ホームレス	刑期を終えて出所した人々	その他・不明
	DV	DV以外	DV	DV以外														
※実件数	33	6			4	1												25

※重複計上可。

2 相談形態別相談件数	電話	面接	家庭訪問	手紙・ファックス	メール	その他	計
※延べ件数	18	64				7	89

※重複計上不可。

3 相談者の性別別相談件数	男性	女性	その他	不明	計
※実件数	7	62			69

4 相談者の年齢別相談件数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代（イ）	70代（イ）	80歳以上（イ）	60歳以上（ウ）	不明	計
※実件数		4	15	17	8	6	4	3	1		11	69

※重複計上不可。

■機関名：	藤井寺市　人権悩みの相談室

（総件数）

	総延べ件数	総実件数
相談件数	275	60

（内訳件数）

1 人権課題別相談件数	女性		男性		子ども	高齢者	障がい者	同和問題	外国人	ヘイトスピーチ	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害者とその家族	性的マイノリティ	職業・雇用	ホームレス	刑期を終えて出所した人々	その他・不明
	DV	DV以外	DV	DV以外														
※実件数	11	6		1	3	2	3	1	1				2	2	2			31

※重複計上可。

2 相談形態別相談件数	電話	面接	家庭訪問	手紙・ファックス	メール	その他	計
※延べ件数	188	82				5	275

※重複計上不可。

3 相談者の性別別相談件数	男性	女性	その他	不明	計
※実件数	8	49	3		60

4 相談者の年齢別相談件数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代（イ）	70代（イ）	80歳以上（イ）	60歳以上（ウ）	不明	計
※実件数		1	6	7	5	7	3	3	5		23	60

※重複計上不可。

【別紙2】

■新型コロナウイルス感染症に関連する相談や取組の状況について（R4.3調査）

担当課	相談件数	具体的な相談事例	新型コロナウイルス感染症流行前後での相談状況の変化	新型コロナウイルス感染症をめぐる社会情勢を踏まえて実施した取組
税務課		・個人や法人について売上げや収入が減少したことにより納税出来ないとの問合せがあり、徴収猶予等の申請が増加した。	・納付相談が増え、その中でも、徴収猶予及び分納誓約が増えた。 ・個人市民税の減免の相談が増えた。	・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減し一時的に納付が困難な方に対し納付相談ができる旨の周知を納税通知書の封筒や広報紙等で行った。 ・キャッシュレス決済及び課税証明書のコンビニ交付サービスの導入（非接触・非対面で納付及び交付出来る仕組みを導入した） ・市府民税申告会場における混雑を緩和するために、オンライン窓口での来庁時間予約の受付を開始した。
市民課		・新型コロナウイルスに感染し死亡した父母の火葬後の骨上に自身が濃厚接触者として指定されたことから参加が叶わなかった。 ・マイナンバーカードの受取に際して、外出自粛を理由に代理人を立てたいという相談があった。 ・コロナの影響で海外に行けなくなる恐れがあるため、パスポートの申請の取りやめはできるかという相談があった。 ・海外転入の届をしたいが、入国後に隔離期間があるため窓口に行くことができないという相談があった。	外出自粛を理由に代理で各種手続きができるかという相談が増えた。	コンビニ交付の導入、マイナンバーカード予約システムの導入、マイナンバーカード代理受取の要件緩和、窓口の混雑状況を確認できるサイトを開設した。
協働人権課	（人権相談）2件 （定額給付金確認書）14件	・感染して復帰したが、友人から避けられており悲しい ・会社の上司から感染経路を問い詰められてしんどい	特別定額給付金等の給付金に関して、暴力被害申出受理確認書の発行に伴う相談業務が発生した。	・生理用品配布事業（現在は、生理用品配布を契機とした相談事業として実施）
商工労働課		・コロナに罹患・濃厚接触で休職（休業）していた際の支援金、補償について。 ・出勤日数が減らされて生活が苦しい。	・就労相談の件数が増えた。 ・補助金、給付金等の問合せが増えた。	・雇用促進を目的に雇用奨励金を創設。 ・雇用促進と就労支援の一環で、ハローワーク・商工会と連携してジョブマッチングを実施。
環境衛生課	2件	新型コロナウイルス感染症に感染された方の多量のごみを処分したい（有料収集）という相談があった。		家庭ごみ収集・運搬委託業者等に市に寄贈されたマスクを配布した。
福祉総務課		・職場から休業命令が出たため、生活リズムの維持目的で臨時的に通所系サービス利用相談を受けた。 ・就労移行支援事業で標準利用期間２４か月内に就職を目指していたが、受入先企業の受入状況が整わないため１年間の延長申請を受けた。 ・通所系のサービスにおいて、利用者が濃厚接触者や利用自粛により在宅支援への変更相談を受けた。	・通所系のサービスにおいて、利用者が濃厚接触者や利用自粛により令和３年報酬改定から在宅支援が認められた。 ・ワクチン接種のため、国から通院等介助による利用が認められた。 ・障害支援区分の更新手続きが、通院や認定調査を受けられないため、本人申出により１２か月延長措置が可能となった。	・大阪府から供給されたマスクや手袋などの感染対策用品を市内障害児者事業所に配布。 ・国からの通知に応じて対応。

担当課	相談件数	具体的な相談事例	新型コロナウイルス感染症流行前後での相談状況の変化	新型コロナウイルス感染症をめぐる社会情勢を踏まえて実施した取組
生活支援課		・失業して生活に困窮している。 ・就職活動がうまくいかない。 ・出勤人数が制限され労働時間が減り、減収した。 ・子の登校・登園禁止等に伴い欠勤、減収した。 ・感染症が怖くて病院受診を躊躇う。	困窮相談が増えた。	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施。 ・住居確保給付金事業実施。 ・就労相談を対面相談に加え、電話相談で実施。
健康課		・新型コロナウイルス感染症を疑う場合の受診相談 ・発熱外来、ＰＣＲ検査の実施先について ・新型コロナウイルスワクチン接種について ・保健所ほか関係機関と連絡が取れない ・仕事が激減し生活費が足りない		・妊娠届出時に衛生品購入のためのギフトカードを配布
高齢介護課	131件 ※令和2年度と令和3年度(12月まで）の「新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免」の申請件数	・新型コロナウイルス感染症の影響で事業が傾き介護保険料が払えない。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による減免等、少しでも保険料が安くならないか。	・納付相談が増えた。 ・介護保険料の減免の申請者が増えた。	・長引く外出自粛の影響により、高齢者の活動量や活動時間が減少している。また、生活の変化や日々変動する情勢に対し、不安な気持ちやストレスを感じている方が多い状況の中、高齢者が自宅にいながら介護予防に取り組めるようにYouＴubeの「藤井寺市公式チャンネル」において、ご当地体操をはじめ、介護予防に役立つ動画の配信を行っている。 ・YouTubeの「藤井寺市公式チャンネル」等の情報に高齢者が自ら触れ、介護予防に取り組んだり、LINE、Zoomといったコミュニケーションツールを活用し、コロナ禍の中でも人とつながったり、交流ができるよう、地域で介護予防等の取組を中心となって進めていただいている高齢者を対象としたスマートフォン講座を開催した。 ・コロナ禍で、直接人と会う交流が減っている中、人とのつながりを感じてもらうことを目的として、「ナイス！つながり情報便」を発行し、市広報で募集した希望者に毎月郵送している。情報紙は読むだけではなく、自作の川柳やポエム、絵や写真などを投稿することも可能としている。また、介護予防や生活に役立つ情報をわかりやすく記事にしている。
保険年金課		・新型コロナウイルス感染症により、売り上げが低下した ・新型コロナウイルス感染症によって出勤日数が減り、収入が減った ・上記の理由により保険料が支払えない、保険料を安くしてほしいなど	・新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度ができたことに伴い、減免相談が増加した。	・新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免制度（Ｒ２年度より実施） ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金制度（国保）（Ｒ２年度より実施） ・新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料減免制度（Ｒ２年度より実施） ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金制度（後期高齢者）（Ｒ２年度より実施） ・非接触、在宅での納付、納付方法の拡充を目的としたキャッシュレス決済・モバレジを導入（国保：R3.4.1より）（後期高齢：R3.8.1より）

担当課	相談件数	具体的な相談事例	新型コロナウイルス感染症流行前後での相談状況の変化	新型コロナウイルス感染症をめぐる社会情勢を踏まえて実施した取組
子育て支援課		・失業したため、お金がない。 ・仕事が見つからない ・収入が減り、家賃等の支払いができない。 ・コロナ関連の給付金がないか、の問合せあり。 ・会社が倒産した。 ・支払い時期を早められないか。 ・コロナ感染したが、どうしたらいい。子どもの預け先どうすれば。 ・施設が閉所になり、行く場所がない。どこに行けばいいのか。 ・自分は給付金の対象者になるか。 など	・支払い時期や、決定金額などお金に関する問い合わせが増加した。 ・市民からの問合せのうち、コロナ関連給付金についての割合が大半を占めることが多かった。 ・窓口ではなく、電話での相談が増えた。 ・親が感染した場合、子どもをどこに預ければいいか、などコロナ感染に特化した相談が増えた。	以下の給付金を支給。 【令和２年度】 ・子育て世帯等臨時特別給付金【国】 ・児童扶養手当受給者への応援給付金【市独自】 ・ひとり親世帯臨時特別給付金【国】 ・子どもの笑顔サポート給付金【市独自】 【令和３年度】 ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯、その他世帯）【国】 ・令和３年度子育て世帯等臨時特別給付金【国】
学校教育課		濃厚接触者、陽性者の自宅待機期間について		GIGAスクール構想による1人1台タブレット配備を前倒しして実施し、オンライン授業等に対応できるようにした。

【別紙3】

人権問題に関する市民意識調査

令和３年（２０２１年）１月
柏　原　市

市民の皆様には、日頃から市政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

柏原市では、すべての市民の皆様の基本的人権が守られ、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される社会の実現をめざしています。

このたび、人権問題にかかわる行政の課題を明らかにし、今後の「人権のまちづくり」を進めるうえでの基礎資料として活用するため、市民意識調査を行うことにいたしました。

- この調査票は、柏原市にお住まいの１６歳以上の方の中から、無作為に２，０００名の方を選んで、お送りしております。
- 調査は無記名でお答えいただき、結果は統計的に処理しますので、個人の回答内容が外部に漏れるなどのご迷惑をお掛けすることは絶対にありません。
- この調査は、上記の目的以外に使用することはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇　ご記入にあたってのお願い

1. 封筒の宛名の方ご本人が、お答えになってください。
2. お答えは、エンピツやボールペンなどで、あてはまる番号をハッキリと○印で囲んでください。(質問によっては、具体的な内容をお書きください)
3. ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れていただき、令和３年２月３日（水）までに郵便ポストへ投函くださいますようお願いいたします。

この件に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

柏原市　市民部　人権推進課
TEL０７２(９７２)１５４４
FAX０７２(９７２)２１３１

■ あなたのことについておたずねします。

問１　あなたの性別は（○は１つ）

１．男性　　２．女性　　３．男性・女性と答えることに抵抗を感じる

問２　あなたの年齢（令和３年１月１日現在）は、どの階層にあたりますか。（○は１つ）

１．１６～１９歳
２．２０～２９歳
３．３０～３９歳
４．４０～４９歳
５．５０～５９歳
６．６０～６９歳
７．７０歳以上

問３　あなたが最後に卒業された学校（在学中の方は在学している学校を）は。（○は１つ）

１．中学校、旧制小学校、旧制高等小学校
２．高等学校、中卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制中等学校
３．短大・高等専門学校、高卒が入学資格の専修学校・各種学校、旧制高校、専門学校
４．大学、大学院
５．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

問４　あなたが現在しているお仕事は次の中のどれですか。（○は１つ）

１．自営業（農林業、商工サービス業、建設業、自由業などの事業主及び家族従事者）
２．公務員、教員
３．民間企業・団体の経営者・役員
４．民間企業・団体の勤め人
５．臨時労働者、パートタイム労働者
６．その他の有業者（　　　　　　　　　　　　　　　　）
７．家事専業
８．学　生
９．無　職

問５　あなたは、柏原市民になっておよそ何年になりますか。（通算年数）（○は１つ）

１．５年未満
２．５年以上１０年未満
３．１０年以上２０年未満
４．２０年以上３０年未満
５．３０年以上

問６　識字（注１）についておたずねします。あなたは、どの程度、新聞を読んだり、手紙を書いたりできますか。（○は１つ）

１．不自由なく読んだり書いたりできる
２．「かな」と少しの「漢字」なら、読んだり書いたりできる
３．「かな」だけなら、読んだり書いたりできる
４．まったく読んだり書いたりできない

（注１）識字：日常生活で用いられている文章を理解して読み書きができることを意味します。

■ ふだんの生活意識や自分自身についてどう思っているかおたずねします。

問７　日本には、いろいろ古くからの言い伝えや考え方がありますが、あなたのお考えに近いのはどれですか。次の(１)～(５)のすべてについてお答えください。（それぞれ１つに○）

	当然のことと思う（いつも気にしている）	おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がないと思う	間違っていると思う（気にしていない）
(１) 結婚式は「大安」の日でないと、よくないという考え方	1	2	3
(２) 結婚相手をきめるときに、家柄がよいとかよくないとかいう考え方	1	2	3
(３) 結婚のときに相手方の身元を調査すること	1	2	3
(４) 結婚式場で「〇〇家、〇〇家結婚披露宴」といった掲示をすること	1	2	3
(５) 家を建てるときに、方角がよいとかよくないとかいう考え方	1	2	3

問8　あなたが、自分自身をどのように思っているかを、ありのままお答えください。次の（１）～（８）の<u>すべて</u>についてお答えください。（それぞれ１つに○）

	かなり（大いに）あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	ほとんど（まったく）あてはまらない	なんともいえない、わからない
（１）現在、自分の生活は充実している	1	2	3	4	5
（２）自分には、他の人にないよい点があると思う	1	2	3	4	5
（３）自分は何をやってもだめな人間だと思うことがある	1	2	3	4	5
（４）自分は、人とうまくやっていける人間だと思う	1	2	3	4	5
（５）自分は困難なことでも、何とかやり遂げることができると思う	1	2	3	4	5
（６）自分は、まわりの人から期待されていない、と思うことがある	1	2	3	4	5
（７）自分の人生は、どんなに努力しても、うまくいくとは限らないと思う	1	2	3	4	5
（８）世間の人は、誰も自分をきちんと評価してくれていないと思う	1	2	3	4	5

問9　あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どのようにお考えですか。（○は１つ）

１．賛成
２．どちらかといえば賛成
３．どちらかといえば反対
４．反対
５．わからない

■ 人権についての意識や考え方についておたずねします。

問１０　あなたは、次のような人権の考え方についてどのように思いますか。次の（１）～（７）のすべてについてお答えください。（それぞれ１つに○）

	そう思う	まあそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	わからない
（１）人権は自分の生活には関係ない	1	2	3	4	5	6
（２）人権は職場の中では通用しない	1	2	3	4	5	6
（３）人権は夫婦の間では関係ない	1	2	3	4	5	6
（４）人権は幼児には関係ない	1	2	3	4	5	6
（５）人権は外国人労働者には関係ない	1	2	3	4	5	6
（６）人権は結婚とは関係ない	1	2	3	4	5	6
（７）人権は職業の選択とは関係ない	1	2	3	4	5	6

問１１　次の人権問題で、あなたが関心のあるものは何ですか。（○はいくつでも）

１．女性の人権問題（例：職場における差別待遇、役割分担意識など）
２．子どもの人権問題（例：いじめ、虐待など）
３．高齢者の人権問題（例：虐待、介護放棄など）
４．障がい者の人権問題（例：就職での不利な扱い、差別的言動など）
５．同和問題（部落差別）（例：結婚の際の周囲の反対、身元調査など）
６．外国人の人権問題（例：入居や入店の拒否など）
７．エイズウイルス（ＨＩＶ）感染者、ハンセン病回復者などの人権問題（例：結婚の際の周囲の反対など）
８．犯罪被害者の人権問題（例：犯罪行為による精神的ショック、プライバシーの侵害など）
９．インターネットによる人権侵害（例：誹謗中傷、リベンジポルノなど）
１０．ホームレスの人権問題（例：周囲の嫌がらせや暴力など）
１１．LGBT（注2）などの性的マイノリティの人権問題（例：同性愛者に対する嫌がらせなど）
１２．その他（　　　　　　　　　　　　　　）
１３．とくにない

（注２）LGBT：同性を好きになる女性（レズビアン、Lesbian）、同性を好きになる男性（ゲイ、Gay）、異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人（バイセクシュアル、Bisexual）、出生時に決定された性（からだの性）とは異なる性を自認する人（トランスジェンダー、Transgender）の頭文字をとった言葉。

問１２　あなたは次の各項目の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。（それぞれ１つに○）

	女性が優遇されている	どちらかと言えば女性が優遇されている	平等になっている	どちらかと言えば男性が優遇されている	男性が優遇されている	わからない
（１）家庭生活では	1	2	3	4	5	6
（２）地域活動、社会活動への参加について	1	2	3	4	5	6
（３）職場では	1	2	3	4	5	6
（４）学校教育の場では	1	2	3	4	5	6
（５）政治の場では	1	2	3	4	5	6
（６）法律や制度の上では	1	2	3	4	5	6
（７）社会通念・慣習・しきたりなどでは	1	2	3	4	5	6
（８）社会全体的に見て	1	2	3	4	5	6

問１３　次のうち、あなたが、「子どもの人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。（○はいくつでも）

１．親が、子どもにしつけのつもりで体罰を加える
２．親が、子育てを放棄する（ほったらかす）
３．子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする
４．インターネットやスマートフォン、SNS（注3）などでいじめや嫌がらせを行う
５．いじめを見て見ぬふりをする
６．大人が子どもの意見を聞かず、自分の意見を子どもに押し付ける
７．教師が児童や生徒に体罰を加える
８．ビデオやインターネット、携帯電話など子どもを取り巻く性情報の氾濫
９．学校や地域での不審者による子どもへの危害
１０．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
１１．とくにない
１２．わからない

（注３）SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略で、インターネットを通じて人と人が交流できるサービスのこと。ライン（LINE）、ツイッター（Twitter）、インスタグラム（Instagram）、フェイスブック（Facebook）など。

問１４　次のうち、あなたが、「高齢者の人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。（○はいくつでも）

１．道路の段差解消、エレベーターの設置など高齢者に配慮したまちづくりが十分でない
２．働ける能力を発揮する機会が少ない
３．高齢者向けの住宅が不足している
４．悪徳商法や詐欺の被害者になることが多い
５．病院での看護や福祉施設での介護において、冷たく扱われたり虐待を受ける
６．高齢者の意見や行動が尊重されない
７．高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でない
８．情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない
９．家庭内において、嫌がらせや虐待を受ける
１０．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
１１．とくにない
１２．わからない

問１５　次のうち、あなたが、「障がい者の人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。（○はいくつでも）

１．道路の段差解消、エレベーターの設置など障がい者に配慮したまちづくりが十分でない
２．働ける能力を発揮する機会が少ない
３．学校や職場で不利な扱いを受ける
４．障がい者向けの住宅が不足している
５．病院での看護や福祉施設での介助（介護）において、冷たく扱われたり虐待を受ける
６．スポーツや文化活動などへ気楽に参加できない
７．障がいのある人が社会で自由に活動したり社会参加をするための受け入れ体制が十分でない
８．障がいのある人が生活に必要な情報を十分に集めることができない
９．障がいのある人の意見や行動が尊重されない
１０．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
１１．とくにない
１２．わからない

問１６　次のうち、あなたが、「外国人の人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。（○はいくつでも）

１．特定の民族や国籍の人々に対して不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）が行われる
２．入学や学校において不利な扱いを受ける
３．就職や職場において不利な扱いを受ける
４．住宅の申込みや入居に際し入居拒否など不利な扱いを受ける
５．年金などの社会保障制度が十分でない
６．結婚問題で周囲から反対を受ける
７．文化や慣習の違いが受け入れられない
８．公共施設などにおける外国語表記が不十分である
９．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
１０．とくにない
１１．わからない

問１７　次のうち、あなたが、「エイズウイルス（ＨＩＶ）感染者、ハンセン病回復者などの人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。（○はいくつでも）

１．病院での治療・入院を拒否される
２．家族や親戚からつきあいを拒否される
３．結婚拒否や離婚をせまられる
４．住宅を容易に借りることができない
５．就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける
６．本人に無断で感染を他人に知らせる
７．メディアによって過度な報道をされる
８．悪いうわさを流されたり、差別的な言動を受ける
９．公共施設などの利用で不利な扱いを受ける
１０．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
１１．とくにない
１２．わからない

問１８　次のうち、あなたが、「犯罪被害者の人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。（○はいくつでも）

１．犯罪行為によって精神的なショックを受ける
２．犯罪行為によって経済的な負担が増え、生活が苦しくなる
３．事件のことに関して、うわさ話をされる
４．警察に相談しても期待どおりの結果が得られない
５．捜査や刑事裁判において精神的負担が増える
６．刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分に反映されるわけでない
７．過剰な報道によりプライバシーが公表され、平穏な私生活が送れなくなる
８．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
９．とくにない
１０．わからない

問１９　次のうち、あなたが、「インターネット上で人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。（○はいくつでも）

１．デマを流したり、他人への誹謗中傷や差別的な表現などを掲載する
２．捜査対象者の未成年の名前、顔写真などが掲載される
３．第三者により電子メールが閲覧される
４．出会い系サイトや、ライン、ツイッターなどのSNSが犯罪を誘発する場となっている
５．ネットポルノなど違法・有害なホームページが存在する
６．悪徳商法によるインターネット取引での被害が存在する
７．個人情報の流出などの問題が多く発生している
８．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
９．とくにない
１０．わからない

問２０　次のうち、あなたが、「ホームレスの人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。（○はいくつでも）

１．じろじろ見られたり、避けられる
２．危害を加えられたり、嫌がらせをうける
３．居住場所がないなどにより、就労が困難である
４．病院での治療・入院を拒否される
５．相談窓口や就労・生活支援体制が不十分である
６．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
７．とくにない
８．わからない

問２１　次のうち、あなたが、「LGBT などの性的マイノリティの人権が尊重されていない」ことだと思うものはどれですか。（○はいくつでも）

１．「男らしく、女らしく」という考えを押し付けられる
２．学校や職場でいじめや嫌がらせを受ける
３．就職や職場において不利な扱いを受ける
４．賃貸住宅への入居を拒否される
５．偏見による差別的な言動を受ける
６　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
７．とくにない
８．わからない

問２２　あなたは、人権問題に関する記事や番組を読んだり、見たりしたことがありますか。それは人権問題の理解に役立ちましたか。次の（１）～（７）のすべてについてお答えください。（それぞれ１つに○）

	読んだり、見たりしたことがあり、理解に役立った	読んだり、見たりしたことはあるが、あまり参考にならなかった	読んだり見たりしたことはない
（１）　広報紙、広報誌（「広報かしわら」など）	1	2	3
（２）　パンフレット・冊子、ポスター	1	2	3
（３）　テレビ・ラジオ番組	1	2	3
（４）　映画・ビデオ・DVD	1	2	3
（５）　書　籍	1	2	3
（６）　新聞・雑誌	1	2	3
（７）　インターネット・SNS など	1	2	3

問２３　あなたの知り合いの中で差別問題の解消や人権擁護に熱心に取り組んでいる人はいますか。（○は１つ）

1．い　る

2．いない → **問２４にお進みください**

（1．いる →）

問２３－１　それは、誰ですか。（○はいくつでも）

1．家　族
2．親　戚
3．近所の人
4．友　人
5．職場の人
6．学校の先生
7．府や市町村の職員
8．人権啓発市民組織や地域団体で活動している人など
9．その他（　　　　　　　　　　　　）

■ 差別問題や同和問題（部落差別）についておたずねします

問２４　一般的に「差別」というものについて、あなたはどのようなお考えをお持ちですか。次にあげる（１）～（１１）のすべてについてお答えください。あまり深く考えず、頭にうかんだことを気軽にお答えください。（それぞれ１つに○）

		賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
(1)	差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである	1	2	3	4	5
(2)	差別は世の中に必要なこともある	1	2	3	4	5
(3)	あらゆる差別を無くす為に、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
(4)	差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
(5)	差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	1	2	3	4	5
(6)	差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ	1	2	3	4	5
(7)	差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない	1	2	3	4	5
(8)	差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある	1	2	3	4	5
(9)	差別を問題にすることによって、より問題が解決しにくくなる	1	2	3	4	5
(10)	差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1	2	3	4	5
(11)	差別問題は、差別されている人の問題で自分には関係がない	1	2	3	4	5

問２５　あなたは、日本の社会に、同和問題（部落差別）などと呼ばれている差別があることを知っていますか。（○は１つ）

１．知っている　　２．知らない → **問２７にお進みください**

問２５－１　そのことをはじめて知ったのはどういうことからですか。（○は１つ）

１．父母や家族から聞いた
２．近所の人から聞いた
３．学校の友達から聞いた
４．職場の人から聞いた
５．学校の授業で教わった
６．講演会、研修会などで聞いた
７．府県、市町村の広報誌で読んだ
８．テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った
９．インターネットなどで知った
１０．近くに「同和地区」があった
１１．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）
１２．おぼえていない

問２５－２　世間ではどのようなことで同和地区出身者と判断していると思いますか。（○はいくつでも）

１．本人が現在、同和地区に住んでいる
２．本人が過去に同和地区に住んだことがある
３．本人の本籍地が同和地区にある
４．本人の出生地が同和地区にある
５．父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる
６．父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある
７．父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である
８．職業によって判断している
９．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）
１０．わからない

問２６　現在、同和地区の人たちは、結婚する際に反対されたり、就職するときに不利になることがあると思いますか。（○は１つ）

１．しばしばある ２．たまにある	３．そういうことはない ４．わからない	→ **問２７にお進みください**

↓

問２６－１　それは、近い将来、なくすことができると思いますか。（○は１つ）

１．完全になくすことができる　　２．かなりなくすことができる　　３．なくすことは難しい

問２７　もし、あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同じ小学校区にある物件は避けることがあると思いますか。（○は１つ）

１．同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う
２．同和地区にある物件は避けるが、同じ小学校区にある物件は避けないと思う
３．いずれにあってもこだわらない
４．わからない

問２８　あなたご自身や子供の結婚相手を考える際、相手の人柄や性格以外で、気になること（気になったこと）はありますか。（○はいくつでも）

１．相手の学歴
２．相手の経済力
３．相手の職業
４．相手の家柄
５．相手の国籍・民族
６．相手の家族に障がいを持つ人がいるかどうか
７．相手の宗教
８．相手が同和地区出身者かどうか
９．その他（　　　　　　　　　　　　　　　）
１０．とくに気にしない

問２９　あなたは、学校、職場及び地域で、同和問題（部落差別）についての学習をしたことがありますか。（○はいくつでも）

１．小学校で受けた
２．中学校で受けた
３．高校で受けた
４．大学で受けた
５．市民対象の講座などで受けた
６．職場の研修で受けた
７．ＰＴＡや民間団体が主催する研修で受けた
８．その他（　　　　　　　　　　　　）
９．はっきりおぼえていない
１０．受けたことはない

問３０　同和地区出身者に対する差別をなくすために、次にあげる意見はどの程度重要だと思いますか。次の（１）～（８）の<u>すべて</u>についてお答えください。
（それぞれ１つに○）

		非常に重要	やや重要	あまり重要ではない	重要ではない	わからない
（１）	行政が一般的に行っている施策により、同和地区住民の自立を支援する	1	2	3	4	5
（２）	同和地区住民が差別の現実や不当性をもっと強く社会に訴える	1	2	3	4	5
（３）	同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して「まちづくり」を進める	1	2	3	4	5
（４）	学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う	1	2	3	4	5
（５）	差別を法律で禁止する	1	2	3	4	5
（６）	同和地区のことで差別があることを口に出さず、そっとしておけば自然に差別はなくなる	1	2	3	4	5
（７）	同和地区の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする	1	2	3	4	5
（８）	戸籍制度を大幅に見直す・廃止する	1	2	3	4	5

■ 人権に関わる法律や施策についておたずねします

問３１　あなたは、次の人権に関する法律や条例等についてどの程度ご存じですか。次の（１）～（１６）のすべてについてお答えください。（それぞれ１つに○）

		どんな内容か知っている	内容は知らないが聞いたことはある	知らない
（1）	柏原市人権条例	1	2	3
（2）	世界人権宣言	1	2	3
（3）	人権教育のための世界プログラム	1	2	3
（4）	子どもの権利条約	1	2	3
（5）	いじめ防止対策推進法	1	2	3
（6）	障害者自立支援法	1	2	3
（7）	個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）	1	2	3
（8）	大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例（大阪府部落差別調査等規制等条例）	1	2	3
（9）	大阪府人権尊重の社会づくり条例	1	2	3
（10）	大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例（大阪府性の多様性理解増進条例）	1	2	3
（11）	大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）	1	2	3
（12）	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	1	2	3
（13）	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	1	2	3
（14）	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	1	2	3
（15）	男女共同参画社会基本法	1	2	3
（16）	かしわら男女共同参画プラン	1	2	3

問３２　あなたは、柏原市の人権に関する事業や施策についてどの程度ご存じですか。次の（１）～（１１）の<u>すべて</u>についてお答えください。（それぞれ１つに○）

	どんな内容か知っている	内容は知らないが聞いたことはある	知らない
（1）　人権を考える市民の集い	1	2	3
（2）　小・中学生人権啓発作品展	1	2	3
（3）　憲法週間・人権週間の街頭啓発	1	2	3
（4）　平和展	1	2	3
（5）　男女共同参画フォーラム（女と男のフォーラム）	1	2	3
（6）　人権擁護委員による相談（人権相談）	1	2	3
（7）　人権いろいろ相談	1	2	3
（8）　女性のための相談	1	2	3
（9）　女性・子ども電話相談	1	2	3
（10）　男性のための電話相談	1	2	3
（11）　柏原市立男女共同参画センター（フローラルセンター）	1	2	3

問３３　人権問題についてのご意見やご要望がございましたら、自由にお書きください。

お忙しいところご協力いただき、ありがとうございました。
この調査票は、同封の返信用封筒に入れていただき、ご返送ください。切手は不要です。お手数をおかけいたしますがよろしくお願いいたします。

羽曳野市　人権に関する市民アンケート

日頃より羽曳野市人権施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成２３（２０１１）年度に策定いたしました「羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」が計画期間の１０年を経過するにあたり、この間の社会情勢や国及び大阪府の施策動向等への対応、また、羽曳野市総合基本計画や各種の個別計画、方針との整合を図りながら、今後の羽曳野市の人権に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するため、令和３（２０２１）年度末に第２期計画を策定することとなりました。

このたびは、本計画の策定に向けた基礎資料として活用することを目的として、住民基本台帳の中から無作為に２０００人を抽出し、アンケートのご協力をお願いするものです。集計結果は、本件目的にのみ活用させていただくこととし、数値で統計的に処理いたしますので、回答者個人が特定される等のご迷惑をお掛けすることはございません。

みなさまにおかれましては、大変ご多用のこととは存じますが、主旨をご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

ご記入にあたってのお願い

① 回答は、このアンケート票をお送りしたあて名のご本人が無記名でお答えいただきますようお願いします。（ご本人で回答が困難な方は、ご家族などのご協力により回答してください。）

② 回答は、あてはまる選択肢の番号を〇で囲んでください。

③ 回答の中で「その他」を選ばれた場合は、（　　　）内にその内容をご記入ください。

本アンケートで使用している用語（※印）についての説明は14ページに記載しています。

「アンケート票」は、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、
<u>令和２(2020)年９月３０日（水）</u>までにご投函ください。

【アンケートに関するお問い合わせ先】

羽曳野市　市民人権部　人権推進課
〒583-8585　羽曳野市誉田４－１－１
電　話：(072)958－1111（内線 1053・1054）
《月曜日～金曜日(祝日除く)　9:00～17:30》
ＦＡＸ：(072)958－8061

1. あなた自身について

問１　あなたの性別をお答えください。（ひとつに○）

１　男	２　女	３　その他（　　　　　　　　　）

問２　あなたは何歳代ですか。（ひとつに○）

１　10歳代	２　20歳代	３　30歳代	４　40歳代
５　50歳代	６　60歳代	７　70歳以上	

問３　あなたの職業は何ですか。（ひとつに○）

１　農林水産業	２　自営業
３　会社員	４　公務員
５　パート・アルバイト	６　専業主婦・主夫
７　学生	８　無職
９　その他（　　　　　　　　　　）	

問４　あなたはどちらの地区にお住まいですか。（ひとつに○）

１　古市地区	２　高鷲地区	３　埴生地区	４　羽曳が丘地区
５　駒ヶ谷地区	６　西浦地区	７　丹比地区	

※古市地区　（古市、誉田、白鳥、翠鳥園、軽里、碓井、川向、栄町、南古市）
高鷲地区　（高鷲、島泉、恵我之荘、南恵我之荘）
埴生地区　（伊賀、野々上、埴生野、向野、はびきの、桃山台、学園前）
羽曳が丘地区（羽曳が丘、羽曳が丘西）
駒ヶ谷地区　（駒ヶ谷、飛鳥、大黒、壺井、通法寺）
西浦地区　（西浦、蔵之内、尺度、東阪田、広瀬）
丹比地区　（野、樫山、郡戸、河原城）

2. 人権問題全般について

問５　あなたは、「人権」を、身近な問題として感じていますか。（ひとつに〇）

１　とても身近に感じる	２　どちらかといえば身近に感じる
３　どちらとも言えない	４　どちらかといえば身近に感じない
５　まったく身近に感じない	６　わからない

問５－１　あなたは、「人権」を、「他人事（ひとごと）」ではなく、「自分事」として感じていますか。（ひとつに〇）

１　とても自分事として感じる	２　どちらかといえば自分事として感じる
３　どちらとも言えない	４　どちらかといえば自分事として感じない
５　まったく自分事として感じない	６　わからない

問６　一般的に「差別」というものについて、どのような考えをお持ちですか。
あてはまる番号に〇をつけてください。（〇はそれぞれ１つずつ）

		１ そう思う	２ ややそう思う	３ どちらともいえない	４ あまりそう思わない	５ そう思わない
⑴	差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである	1	2	3	4	5
⑵	あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
⑶	差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
⑷	差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	1	2	3	4	5
⑸	差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1	2	3	4	5
⑹	差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が解決しにくくなる	1	2	3	4	5
⑺	どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ	1	2	3	4	5
⑻	差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために法律や行政の支援が必要だ	1	2	3	4	5
⑼	差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ	1	2	3	4	5

問７　あなたは、次の人権に関する問題を知っていますか。
知らない場合は１に、知っている場合はどこから知ったのか２～９で、
あてはまるものすべてに○をつけてください。

			どこから知りましたか							
		1 知らない	2 家族・親戚	3 友人・知人	4 新聞・テレビ等	5 インターネット	6 学校	7 職場での研修	8 行政の情報	9 その他
(1)	女性の人権	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(2)	子どもの人権	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(3)	高齢者の人権	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(4)	障害を理由とする偏見や差別	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(5)	部落差別	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(6)	アイヌの人々※に対する偏見や差別	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(7)	外国人の人権・ヘイトスピーチ	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(8)	HIV感染者※やハンセン病回復者※などの人権	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(9)	刑を終えて出所した人に対する偏見や差別	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(10)	犯罪被害者とその家族の人権	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(11)	インターネットによる人権侵害	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(12)	北朝鮮当局による人権侵害問題（拉致問題）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(13)	ホームレスに対する偏見や差別	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(14)	性的指向や性自認※を理由とする偏見や差別	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(15)	人身取引（性的搾取・強制労働等を目的とした人身取引）に関する問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(16)	東日本大震災に起因する偏見や差別	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(17)	ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント※、パワー・ハラスメント※ など）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(18)	職業や雇用をめぐる人権問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9

その他を選ばれた方はどこから知りましたか
（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３. 日常での人権意識について

問８　就職における場面について、あなたが「そう思う」ものに○をつけてください。（○はいくつでも）

１　就職の際に、身元調査をすることは問題である
２　就職の際に、女性に対して結婚や出産予定の有無を聞くことは問題である
３　外国人が、文化や生活習慣の違いなどを理由に、その能力を発揮する機会を奪われることは問題である
４　企業が、障害のある人を積極的に雇用しないことは問題である

問９　職場における場面について、あなたが「そう思う」ものに○をつけてください。（○はいくつでも）

１　性別を理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは問題である
２　上司が部下にプライベートなことを聞くことは問題である
３　障害があることだけでの理由で、仕事の内容が制限されてしまうのは問題である
４　育児や介護のために、職場の休暇制度を取得できないことは問題である

問10　家庭生活の場面について、あなたが「そう思う」ものに○をつけてください。（○はいくつでも）

１　女性が、家事・育児を受けもち、男性が家族を養うという考えは時代遅れである
２　配偶者や恋人の行動を束縛することや、断りなく携帯電話をチェックすることは問題である
３　子どものしつけのためであっても、保護者が子どもを叩いてはいけない
４　育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である
５　新型コロナウイルス等に感染した人やその家族に対する偏見や誹謗中傷は問題である

問11　家を購入したり、借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、気になる項目に○をつけてください。（○はいくつでも）

１　物件の価格、交通の便
２　部屋の間取り、バリアフリー化
３　近くに幼稚園や保育園、小学校をはじめ教育施設がある
４　近くに精神科の病院や障害者施設がある
５　近くに低所得など、生活が困難な人が多く住んでいる
６　近くに外国人の住民が多く住んでいる
７　近くに部落がある
８　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問12　あなた自身またはあなたの家族の結婚相手について、次の項目だけで考えたとき、どのように思いますか。
（気にならない場合は１に、気になる場合は２～６の中からひとつに○）

	気にならない	気になる				
		ためらうことなく結婚する（賛成する）	迷いながらも結婚する（賛成する）	迷いながらも結婚しない（反対する）	ためらうことなく結婚しない（反対する）	わからない
(1) 人柄や性格	1	2	3	4	5	6
(2) 趣味や価値観	1	2	3	4	5	6
(3) 仕事に対する理解と協力	1	2	3	4	5	6
(4) 家事や育児に対する理解と協力	1	2	3	4	5	6
(5) 経済力	1	2	3	4	5	6
(6) 学歴	1	2	3	4	5	6
(7) 職業	1	2	3	4	5	6
(8) 家族構成	1	2	3	4	5	6
(9) 家柄	1	2	3	4	5	6
(10) 離婚歴	1	2	3	4	5	6
(11) 国籍・民族	1	2	3	4	5	6
(12) 相手やその家族が障害者かどうか	1	2	3	4	5	6
(13) 相手やその家族の宗教	1	2	3	4	5	6
(14) ひとり親家庭かどうか	1	2	3	4	5	6
(15) 部落出身かどうか	1	2	3	4	5	6
その他：具体的に（　　　）	1	2	3	4	5	6

問13　あなたは、今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（ひとつに○）

1　ある	→ 問13－1、13－2へ
2　ない 3　わからない	→ 問14へ

問13－1　問13で「1　ある」を選ばれた方
それは、どのような人権侵害でしたか。（○はいくつでも）

1　うわさや他人からの悪口、陰口による名誉・信用などの侵害
2　公的機関や企業・団体による不当な扱い
3　地域での暴力、脅迫、無理じい、仲間はずれ
4　パワー・ハラスメント
5　家庭での暴力や虐待
6　学校でのいじめ
7　差別待遇（信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不公平や不公正な扱い）
8　プライバシーの侵害
9　セクシュアル・ハラスメント
10　インターネット上やSNSにおける人権侵害
11　マタニティ・ハラスメント※
12　ＤＶ・デートＤＶ※
13　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問13－2　問13で「1　ある」を選ばれた方
人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか。（○はいくつでも）
また、その結果はどのようになりましたか。

人権侵害を受けたときの対応（○はいくつでも）		その対応による結果（それぞれひとつに○）解決した	何も変わらない	形だけの対応で不満がある	もっとひどい目に遭った	仕事（学校等）を休んだ	仕事（学校等）を辞めたり家出をした	その他（　　）
1　友達、同僚、上司、学校の先生に相談した	→	1	2	3	4	5	6	7
2　家族、親戚に相談した	→	1	2	3	4	5	6	7
3　会社・学校の相談窓口に相談した	→	1	2	3	4	5	6	7
4　警察に相談した	→	1	2	3	4	5	6	7
5　弁護士に相談した	→	1	2	3	4	5	6	7
6　法務局・人権擁護委員に相談した	→	1	2	3	4	5	6	7
7　市役所に相談した	→	1	2	3	4	5	6	7
8　民間団体などに相談した	→	1	2	3	4	5	6	7
9　相手に抗議をした	→	1	2	3	4	5	6	7
10　その他（　　　　　　　　　）	→	1	2	3	4	5	6	7
11　何もしなかった								
12　何もできなかった								

問14　あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。（ひとつに○）

1　あると思う	2　自分では気づかなかったが、あるかもしれない
3　ないと思う	4　わからない

4. 人権を学ぶための機会について

問15　あなたは、学校、職場および地域で、人権問題についての学習を経験したことがありますか。（○はいくつでも）

1　小学校で受けた	2　中学校で受けた
3　高校で受けた	4　大学で受けた
5　市民対象の講座などで受けた	6　職場の研修で受けた
7　ＰＴＡや民間団体が主催する研修で受けた	8　その他（　　　　　　　　　　）
9　はっきりと覚えていない　→　問16へ	10　受けたことはない　→　問16へ

（1～8）→ 問15－１へ

問15－１　問15で「１～８」のいずれかを選ばれた方
その中で、あなたの人権意識を高めるうえで特に役に立った（いちばん印象に残っている）ものはどれですか。（ひとつに○）

1　小学校で受けたもの	2　中学校で受けたもの
3　高校で受けたもの	4　大学で受けたもの
5　市民対象の講座などで受けたもの	6　職場の研修で受けたもの
7　ＰＴＡや民間団体が主催する研修で受けたもの	8　その他（　　　　　　　　　　）
9　役立った（印象に残った）と思うものはない　→　問16へ	

（1～8）→ 問15－２へ

問15－２　問15－１で「１～８」のいずれかを選ばれた方
それは、どのような分野でしたか。また、どのような形式でしたか。それぞれについてお答えください。（それぞれ○はひとつ）

■分　野

1　女性の人権問題
2　子どもの人権問題
3　高齢者の人権問題
4　障害者の人権問題
5　部落差別
6　日本に居住している外国人の人権問題
7　ＨＩＶ感染者やハンセン病回復者等の人権問題
8　職業や雇用をめぐる人権問題
9　その他
［　　　　　　　　　　］
10　覚えていない、わからない

■形　式

1　教師や学識者による授業、講義・講演
2　差別を受けている当事者や、それを支援する団体等の職員による授業、講義・講演
3　映画・ビデオなど映像媒体を用いたもの
4　グループ討議や模擬体験等を通じた参加・体験型の学習
5　大阪人権博物館（リバティおおさか）や大阪国際平和センター（ピースおおさか）など、人権問題に関する施設の見学
6　フィールドワーク等による人権問題に関する学習
7　その他
（　　　　　　　　　　　　　　）
8　覚えていない、わからない

5. 人権課題ごとについて

問16　女性に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は３つまで）

１　性別による固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）
２　昇給・昇進の格差、職場での男女の待遇の違い
３　女性の社会進出のための支援制度の不備
４　ＤＶ・デートＤＶ
５　セクシュアル・ハラスメント
６　ストーカー行為
７　売春・買春、援助交際
８　アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化
９　マタニティ・ハラスメント
10　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
11　わからない

問17　子どもに関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は３つまで）

１　親が言うことを聞かない子どもにしつけのつもりで体罰を与えること
２　子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄すること
３　子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをすること
４　いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること
５　学校や就職先の選択などについて、おとなが子どもの意見を無視すること
６　教師が児童や生徒に体罰を与えること
７　インターネット、雑誌、メディアなどで性情報がはんらんしていること
８　児童買春や子どものヌード写真・映像を商品化すること
９　悪口やいやがらせをインターネット上に書き込んだり、SNS等で送りつけたりすること
10　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
11　わからない

問18　高齢者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は３つまで）

１　道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすい環境が十分でないこと
２　働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分に保障されていないこと
３　高齢者だけでは住宅への入居が難しいこと
４　悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと
５　病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でないこと
６　高齢者が邪魔者扱いされ、意見や行動が尊重されないこと
７　家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと
８　情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が十分でないこと
９　家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりすること
10　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
11　わからない

問19　障害者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は３つまで）

１　道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害者が暮らしやすい環境が十分でないこと
２　働く場所や機会が少なく、待遇が十分に保障されていないこと
３　職場で不公平や不公正な扱いを受けること
４　学校で不公平や不公正な扱いを受けること
５　住宅への入居が難しいこと
６　病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でないこと
７　スポーツ活動、文化活動、地域活動などに気軽に参加できないこと
８　社会復帰や社会参加のための受け入れ態勢が十分でないこと
９　情報を障害者にわかりやすい形にして伝える配慮が十分でないこと
10　障害者の意見や行動が尊重されないこと
11　周囲から結婚を反対されること
12　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
13　わからない

問20　部落差別に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は３つまで）

１　差別発言や差別を助長する言動があること
２　差別落書きがあること
３　就職・職場での差別・不公平や不公正な扱いがあること
４　身元調査を実施すること
５　周囲から結婚を反対されること
６　インターネットを利用して、差別書き込みや差別を助長する情報の掲載をすること
７　地域の活動やつきあいでの差別・不公平や不公正な扱いがあること
８　部落を含む校区への居住を避けること
９　部落差別は解消しているので、特に問題はない
10　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
11　わからない

問21　日本に居住している外国人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は３つまで）

１　就職・職場で不公平や不公正な扱いを受けること
２　入学・学校で不公平や不公正な扱いを受けること
３　住宅の申し込みや入居で不公平や不公正な扱いを受けること
４　年金などの社会保障制度で不公平や不公正な扱いを受けること
５　周囲から結婚を反対されること
６　文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること
７　外国語の表記にするなど、情報をわかりやすい形にして伝える配慮が十分でないこと
８　政治に意見が十分反映されないこと
９　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
10　わからない

問22　ＨＩＶ感染者やハンセン病回復者、新型コロナウイルス感染者等に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は３つまで）

１　就職・職場での不公平や不公正な扱いがあること
２　入学・学校での不公平や不公正な扱いがあること
３　病院などが治療や入院の拒否をすること
４　公共施設などの利用での不公平や不公正な扱いがあること
５　周囲から結婚を反対されること
６　悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること
７　新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者とその家族や濃厚接触者、医療従事者等に対して誤解や偏見に基づく誹謗中傷や嫌がらせがあること
８　新型コロナウイルス感染症に関連して、営業している店舗に対する苦情電話やSNS等で嫌がらせがあること
９　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
10　わからない

問23　刑を終えて出所した人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は３つまで）

１　社会復帰に向けた相談・支援体制が十分でないこと
２　社会的自立に向けた雇用先の確保や社会復帰のための就学支援が十分でないこと
３　出所後に住む場所など住環境の確保が困難であること
４　福祉サービスを受けるための情報を入手することが困難であること
５　刑を終えて出所した人への偏見や差別があること
６　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
７　わからない

問24　犯罪被害者やその家族に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は３つまで）

１　職場や学校、地域などで犯罪被害者やその家族への十分な理解が得られていないこと
２　マスコミの過度な取材活動によって私生活の平穏が保てなくなったり、報道によってプライバシーが侵害されること
３　事件のことに関して周囲の人々に噂話をされること
４　捜査や裁判で、犯罪被害者やその家族への配慮が欠けていること
５　捜査や裁判で、心理的・時間的・金銭的な負担を強いられること
６　犯罪被害者等の安全が確保されていない（仕返しや嫌がらせ）こと
７　犯罪被害者等に対する補償（損害の回復や経済的支援）が十分でないこと
８　犯罪被害者等へのカウンセリングやその他の保健・医療支援が十分でないこと
９　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
10　わからない

問25　インターネット上の人権問題について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は３つまで）

1　他人へのひどい悪口や差別書き込み、差別を助長する表現などを掲載すること 2　捜査対象の未成年の名前・顔写真を掲載すること 3　第三者が無断で他人の電子メールを閲覧すること 4　犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること 5　ポルノ画像など有害なホームページがあること 6　悪質商法によるインターネット取引での被害があること 7　一度流れた情報の訂正や回収が難しいこと 8　どこに相談すればよいかわからないこと 9　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 10　わからない

問26　性的指向・性自認に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は３つまで）

1　男性らしさ、女性らしさを求められること 2　世間から偏見や好奇の目で見られること 3　安心して使える設備（トイレ、更衣室等）が整っていないこと 4　嫌がらせ、いじめ、差別的な言動を受けること 5　就職や職場で不利な扱いを受けること 6　地域社会や職場、家庭、学校などで孤立した状態に置かれること 7　法律や制度が整備されていないこと 8　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 9　わからない

問27　災害、事故などによる風評被害に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。（○は３つまで）

1　不適切または誤解を招く情報がはんらんすること 2　不適切または誤った情報をうのみにして、人や物に対して悪い先入観を持つこと 3　情報の正誤を分別する力が弱いこと 4　人々が精神的な恐怖や不安を感じること 5　特定の人々が孤立してしまうこと 6　風評に対して過剰反応をしないための勉強会や講習などが十分に実施されていないこと 7　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 8　わからない

6. 人権啓発について

問28　人権啓発を進めるためには、どのような啓発活動が効果的であると思いますか。
（○は３つまで）

1　講演会や講義形式の研修会・学習会
2　ワークショップ形式（少人数の討議・活動）の研修会・学習会
3　広報紙・パンフレット・ポスターによる啓発活動
4　テレビ・ラジオによる啓発活動
5　映画・ビデオによる啓発活動
6　ホームページやメールマガジンによる啓発活動
7　人権に関する標語・ポスター・作文などの募集
8　人権課題を抱える人々との交流会
9　人権問題をテーマとしたイベント（演劇、映画、コンサートなど）
10　障害者や高齢者などの疑似体験（車いす体験など）をさまざまな公共機関で実施する
11　写真やパネルなど人権問題をテーマにした展示会
12　街頭での啓発活動
13　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
14　わからない

問29　あなたは、次の人権に関する法律などを知っていますか。
知っている番号すべてに○をつけてください。

1　人権擁護委員法
2　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）
3　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）
4　男女共同参画社会基本法
5　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）
6　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
7　児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
8　いじめ防止対策推進法（いじめ対策法）
9　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）
10　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
11　部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
12　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
（ヘイトスピーチ解消法）
13　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）
14　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）
15　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）
16　拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律
（北朝鮮人権侵害対処法）
17　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
（アイヌ施策推進法）
18　大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例
19　大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例
20　羽曳野市人権条例
21　羽曳野市男女共同参画推進条例

問30　あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、羽曳野市が、今後特にどのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。お考えを自由にお書きください。

問31　自由記述欄（人権について、お考えを自由にお書きください。）

以上で質問は終わりです。
長時間にわたり、ご協力いただき誠にありがとうございました。

ご記入いただいたアンケート票は、無記名のまま、同封の返信用封筒に入れて、
切手を貼らずに９月３０日（水）までに ご投函くださいますようお願いいたします。

なお、ご参考までに人権に関する相談窓口一覧表を送付用封筒の裏面に記載しておりますのでご活用ください。

〈 本アンケートで使用している用語について 〉

〇アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあるため、「アイヌ施策推進法」を制定し、施策の推進が図られています。

〇ＨＩＶ感染症

ＨＩＶというウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力（免疫）が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍等が引き起こされます。この状態をエイズ（ＡＩＤＳ：後天性免疫不全症候群）と呼びます。現在では医療の進歩により、治療を続けながら感染する前と同じ生活を続けることが可能です。

〇ハンセン病

らい菌によって引き起こされる病気です。しかし、らい菌の病原性は非常に低く、感染することはきわめてまれであり、感染しても発病する人はさらに少なくなります。また、優れた治療薬が開発されていて、早期発見・早期治療により後遺症を残さずに治る病気になっています。

〇性的指向・性自認

性には、『生物学的な性：生物学的な体の特徴が男性か女性か』、『性自認：自分の性をどのように認識しているか』、『性的指向：恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか』の３つの要素があります。性自認や性的指向は、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではありません。

〇セクシュアル・ハラスメント

性的な嫌がらせのことを言い、男女雇用機会均等法では「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」と定義され、同性に対するものや、性的指向・性自認に関するものも含まれます。

〇パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為を言います。

〇マタニティ・ハラスメント

職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者等の就業環境が害されることです。

〇ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）、デートＤＶ

一般的には「配偶者など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われています。暴力の種類としては、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあります。

最近では、特に10歳代、20歳代の交際相手同士の間で起こる暴力を「デートＤＶ」といいます。

羽曳野市人権に関する市民アンケート報告書
令和３（2021）年３月

発行：羽曳野市　市民人権部　人権推進課

〒583-8585　大阪府羽曳野市誉田４丁目１番１号
電話：072-958-1111（代表）
ＦＡＸ：072-958-8061

【別紙4】

㊢

令和４年度人権施策
並びに予算に関する要望書

令和３年７月

大　　　阪　　　府
大阪府市長会
大阪府町村長会

令和３年７月２８日

令和４年度人権施策並びに予算に関する要望書

大　阪　府　知　事　　吉　村　洋　文

大阪府市長会会長　　野　田　義　和

大阪府町村長会会長　　田　　代　　堯

大阪府及び府内市町村の様々な人権問題解決のための施策の推進に、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

大阪府及び府内市町村におきましては、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、人権意識の高揚を図るための施策、人権擁護に資する施策を推進しています。

しかしながら、未だ障がい者や外国人への就労等の差別、子どもへの虐待やいじめ、女性への暴力などの人権侵害に加えて、インターネット上での人権侵害事象や在日外国人に対するヘイトスピーチなどが見受けられます。

さらに、新型コロナウイルスに感染された方々やその家族、医療従事者等に対するいわれのない誹謗中傷が発生するなど、人権を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

今後とも、大阪府及び府内市町村は連携しながら更なる人権施策の充実を図ってまいりますが、人権問題の早期かつ根本的な解決のためには、国における施策の充実や必要な財源の確保などが不可欠です。

ついては、本要望書に記載の要望内容について適切な措置を講じられるようお願い申し上げます。

目　　　　次

内　　　閣　　　府 ……………………………… 1

総　　　務　　　省 ……………………………… 2

法　　　務　　　省 ……………………………… 3

財　　　務　　　省 ……………………………… 7

文　部　科　学　省 ……………………………… 8

厚　生　労　働　省 ……………………………… 9

経　済　産　業　省 ……………………………… １２

国　土　交　通　省 ……………………………… １３

警　　　察　　　庁 ……………………………… １５

総　　　務　　　省

１　インターネット等を悪用した差別行為の防止について

インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地情報の流布や、外国人・障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載、また、個人の名誉やプライバシーの侵害、新型コロナウイルスに感染された方々やその家族、医療従事者等に対するいわれのない誹謗中傷など、様々な人権侵害が発生しています。

このような差別行為や人権侵害の防止について、国においては、発信者情報の開示請求に関し迅速かつ適正な解決を図るため「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を一部改正したほか、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられますが、海外のサーバから直接情報を発信するケースなど、現行法等では有効な手段をとれない状況です。

表現の自由の保障について十分に考慮しつつも、いわゆる同和地区の所在地情報の流布やヘイトスピーチ等明らかに問題のある情報発信について、総務省と法務省との連携のもと、差別行為の防止のための強力な法的措置等を含め、発信者情報の開示請求に係る被害者の負担軽減策をさらに進めるなど、より一層の実効性のある対策を早急に講じてください。

２　本人通知制度等による住民票の写し等の不正請求の防止対策について

住民票の写し等の不正取得を防止するため、平成２０年５月に改正住民基本台帳法が施行されました。しかし、平成２３年１１月には愛知県で、行政書士等の偽造職務上請求書による全国的な不正請求事件が発覚し、大阪府においても多数の住民票の写し等の不正請求が明らかになっています。

また、平成２７年３月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して住民票の写し等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しており、不正請求の実態把握や個人情報保護を徹底させるための制度充実、取組の強化が求められています。

愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、住民票の写し等の交付事実を被交付請求者へ通知する「本人通知制度」が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあり、本制度は不正請求の抑止効果が認められます。

こうしたことから、大阪府内では、不正請求を防止するため、本人通知制度（事前登録制）がすべての市町村で導入されましたが、市町村からは、団体間で制度が異なることや法律に根拠が規定されていないことによる制度運用の難しさ等についての意見が出ています。また、他の都道府県では、本人通知制度を導入していない市町村が多数存在しており、他の都道府県に本籍地を置いている場合は、不正請求される恐れがあります。このため、統一的な実施ができるよう、本人通知制度の法制化を行い、全国すべての市町村で導入され、抑止効果を高めることが必要です。

つきましては、正当な理由をもって住民票の写し等の交付を受ける者への影響を調べるために、特定事務受任者（８士業）の団体へのヒアリングを行うなど、本人通知制度の法制化についての検討を進めてください。

法　　　務　　　省

１　新型コロナウイルス感染症に関連した感染者やその家族、医療従事者等への偏見や誹謗中傷などの差別行為の防止について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染された方々やその家族、医療従事者等に対して、いわれのない偏見や誹謗中傷などの差別行為が発生しています。

このような行為は許されるものではなく、早急に、国民に対して公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な判断を強く求めていく必要があります。

そこで、このような行為を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、国民への教育啓発を促進していただくとともに、地方公共団体が地域の実情に応じた教育・啓発や相談等の取組を一層充実させるための必要な財政措置を講じてください。

２　人権教育・啓発に関する施策の推進及び人権啓発活動地方委託事業の執行要件の見直し等について

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、着実かつ効果的な人権教育・啓発に関する施策の推進に努めてください。その際には、内閣府、文部科学省等とも連携し、具体的な差別事象を踏まえた実効性のあるものとなるようにしてください。

また、人権啓発活動地方委託事業については、地域の実情に応じたきめ細かい啓発活動ができるよう、地方公共団体に対する財政支援のより一層の充実を図るとともに、事業の実施にあたっては、地方公共団体においてより効果的な啓発活動ができるよう、執行要件の見直しの措置を講じてください。

３　人権救済等に関する法制度の確立について

児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力等のほか、インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。

また、平成２８年４月には「復刻　全国部落調査　部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところです。

このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。

4　本人通知制度等による戸籍謄本等の不正請求の防止対策について

戸籍謄本等の不正取得を防止するため、平成２０年５月に改正戸籍法が施行されました。しかし、平成２３年１１月には愛知県で、行政書士等の偽造職務上請求書による全国的な不正請求事件が発覚し、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。

また、平成２７年３月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しており、不正請求の実態把握や個人情報保護を徹底させるための制度充実、取組の強化が求められています。

愛知県の事件の公判記録では、容疑者らは、不正請求が発覚しないよう、戸籍謄本等の交付事実を被交付請求者へ通知する「本人通知制度」が導入されている市町村に対する請求については、依頼を断っていたとあり、本制度は不正請求の抑止効果が認められます。

こうしたことから、大阪府内では、不正請求を防止するため、本人通知制度（事前登録制）がすべての市町村で導入されましたが、市町村からは、団体間で制度が異なることや法律に根拠が規定されていないことによる制度運用の難しさ等についての意見が出ています。また、他の都道府県では、本人通知制度を導入していない市町村が多数存在しており、他の都道府県に本籍地を置いている場合は、不正請求される恐れがあります。このため、統一的な実施ができるよう、本人通知制度の法制化を行い、全国すべての市町村で導入され、抑止効果を高めることが必要です。

つきましては、正当な理由をもって戸籍謄本等の交付を受ける者への影響を調べるために、特定事務受任者（８士業）の団体へのヒアリングを行うなど、本人通知制度の法制化についての検討を進めてください。

5　インターネット等を悪用した差別行為の防止について

インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地情報の流布や、外国人・障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載、また、個人の名誉やプライバシーの侵害、新型コロナウイルスに感染された方々やその家族、医療従事者等に対するいわれのない誹謗中傷など、様々な人権侵害が発生しています。

このような差別行為や人権侵害の防止について、国においては、発信者情報の開示請求に関し迅速かつ適正な解決を図るため「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を一部改正したほか、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられますが、海外のサーバから直接情報を発信するケースなど、現行法等では有効な手段をとれない状況です。

表現の自由の保障について十分に考慮しつつも、いわゆる同和地区の所在地情報の流布やヘイトスピーチ等明らかに問題のある情報発信について、総務省と法務省との連携のもと、差別行為の防止のための強力な法的措置等を含め、発信者情報の開示請求に係る被害者の負担軽減策をさらに進めるなど、より一層の実効性のある対策を早急に講じてください。

６　差別につながる土地調査への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では、平成２３年１０月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正しました。

差別につながる土地調査の条例での規制は、府の区域内の土地の取引に関連する場合に限られることから、全国レベルで実効性のある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、国民や業界団体への教育啓発をより一層強化するため、必要な財政措置を講じるなど、再発防止に向けた措置を講じてください。

７　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律施行における外国人住民への配慮について

我が国への定着性が高い永住者について、在留カードの常時携帯義務の免除、再入国許可、罰則など特別永住者と同様の改善を図るべく、出入国管理及び難民認定法附則に定められている在留管理のあり方の検討を早急に進めてください。

８　ヘイトスピーチに対する取組の充実強化について

平成２８年６月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の趣旨を踏まえ、国において、法に基づく国の責務を踏まえた対策を引き続き講じるとともに、地方公共団体における取組に必要な財政措置等を講じてください。

とりわけ、インターネットを通じて行われる差別的言動を助長し又は誘発する行為の解消に向け、記事の削除など、より実効性ある制度の早期確立と積極的な周知を図り、地方公共団体が果たすべき役割を着実に実行できるよう、必要かつ十分な予算措置を講じてください。加えて、地方公共団体が行うヘイトスピーチへの対処に関しプロバイダの協力を得られるよう法改正も含めた制度等の整備を進めてください。

９　「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策の内容を早急に示すとともに、地方公共団体が施策を実施するために必要な財政措置を講じてください。

法第６条に基づき実施された部落差別の実態に係る調査については、令和２年６月に結果が公表されたが、調査結果を踏まえた相談体制の充実及び教育・啓発を始めとする部落差別の解消に向けた施策の実施に際し、地方公共団体が行う取組への必要な財政措置を講じてください。

10　性的マイノリティの人権問題に関する法制度の確立等について

大阪府では、性の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、令和元年１０月に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定し、性的指向及び性自認の多様性に関する府民の関心及び理解を深める教育や啓発を行うとともに、当事者や家族等の関係者への相談に取り組んでいます。府内市町村においても、地域の実情に応じた様々な取組を行っています。

また、大阪府では、条例制定を契機に、性的マイノリティ当事者の方が安心して暮らせるよう、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を令和２年１月から開始しましたが、地方公共団体の取り組みだけでは限界があることから、国においては、当事者の抱える課題等に対応するため、パートナーとの共同生活を安心して過ごせるような各種制度の整備をはじめ、性的マイノリティの人権問題に関する法制度を確立し、教育・啓発や相談等の取組を一層進められるとともに、地方公共団体が施策をより一層充実するために必要な財政措置を講じてください。

財　　　務　　　省

１　戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成２０年５月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成２３年１１月には愛知県で、行政書士等の偽造職務上請求書による全国的な不正請求事件が発覚し、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。

特に本事件では、逮捕された法務事務所経営者の顧問税理士の関与も明らかになっております。

また、平成２７年３月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図ってください。

文　部　科　学　省

1　様々な人権問題の解決に向けた教育施策の充実について

（1）大学においては、様々な人権問題の解決に向けた人権教育に係る講座、科目を設置し、積極的に実施するよう指導するとともに、特に教員養成機関においては必修としてください。

具体的には、大学の教職課程上の「道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「人権教育の方法及び技術に関連する内容」を位置付け、当該内容の講座開設を大学の任意の判断ではなく、国として必修化してください。

（2）人権教育を担う人材の養成のための高等教育機関の設置について

人権教育を体系的・計画的に推進していくためには、様々なレベルの指導者の養成が必要となりますが、とりわけ、人権研修・啓発のプランナーやそれらを養成する指導者、専門的な研究を行う指導者の養成機関として、夜間大学院（大学院大学）など、社会人の再教育も視野に入れた高等教育機関の設置に向けて、有効な取組が進められるよう適切な措置をお願いします。

また、高等教育機関において専門的・分野横断的で学術的・実践的な人権教育に係る研究等が可能となるよう、積極的に取り組んでください。

2　大学生等の就職に係る公正な採用選考の取組について

大阪府では、府内の大学、短期大学、高等専門学校の就職業務担当者が集まり、差別のない公正な採用選考の実現に向けて、学生向けポスターの掲示や学生向けリーフレットを配布するなど、大学生等（大学・短大・高等専門校・専修学校専門課程など高等教育機関の在校生及び卒業生、中途退学者を含む）及び企業等に対して「公正な採用選考」に関する啓発等に努めているところです。

しかしながら就職希望者の内定に係る個人情報を不正に扱っていた事件が発生するなど、引き続き公正採用について効果的な啓発が求められます。

大学生等の多くがインターネットのナビサイトを通じた就職活動を行っていることから、全国の大学等においても、大学生等の公正採用への認識をより深めるよう、教職員向けマニュアルを充実するとともにその活用を、厚生労働省と連携して要請してください。

また、各大学等の「学生向けのポータルサイト」等を通じ、大学生等への周知が図られるよう啓発のモデル文を作成するなど、厚生労働省と連携して働きかけを強化してください。

さらに、大学生等に対して発生した問題事象については、厚生労働省と連携し、個別の大学等に対する側面援助・啓発を行うなど、今後の問題発生を抑制するための取組を講じてください。

厚　生　労　働　省

１　新型コロナウイルス感染症に関連した感染者やその家族、医療従事者等への偏見や誹謗中傷などの差別行為の防止について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染された方々やその家族、医療従事者等に対して、いわれのない偏見や誹謗中傷などの差別行為が発生しています。

このような行為は許されるものではなく、早急に、国民に対して公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な判断を強く求めていく必要があります。

そこで、このような行為を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、国民への教育啓発を促進していただくとともに、地方公共団体が地域の実情に応じた教育・啓発や相談等の取組を一層充実させるための必要な財政措置を講じてください。

２　日常生活自立支援事業における財政措置の充実等について

日常生活自立支援事業における生活支援員を派遣する場合の利用料について、住民税非課税世帯等低所得世帯に対する利用料の一部免除等を実施できるよう財政措置を充実してください。

また、今後、補助基準等を含めた事業のあり方を検討するにあたり、円滑かつ持続的な運営が可能な制度となるよう、都道府県の意見を求めるとともに、国の考え方を速やかに明示してください。

３　隣保館における財政措置等の充実について

隣保館が、地域住民の福祉の向上や人権尊重の「コミュニティづくり」を進める拠点として、人権課題解決のための各種事業を市町の実情に沿って今後とも総合的に実施できるよう財政措置を充実するとともに、隣保館が地域に開かれたコミュニティセンターとして各種の相談事業等を実施するにあたり、各市町が地域の実情に即した対応を行うための体制整備や運営方式（指定管理者制度導入施設における非公務員館長の場合及び役所本庁と隣保館館長の兼務についても補助金対象とすること等を含め）を柔軟に選択できる制度見直しを講じてください。

また、地方改善施設整備事業についても、特に耐震化やバリアフリー化が喫緊の課題であることから、十分な財政措置を講じてください。

４　生活福祉資金貸付制度における福祉資金技能習得費の対象経費の拡充について

生活保護世帯については、大学等在学中の生活資金も生活福祉資金更生資金（技能習得費）貸付制度において貸付できるよう特段の配慮をしてください。

５　ひとり親家庭等の自立支援策の充実について

ひとり親家庭等の自立を支援するため、今後展開されるひとり親家庭等対策については、その生活実態を踏まえた、真に実効性ある施策を講じる必要があります。市及び福祉事務所設置町におけるひとり親家庭等福祉施策の取組が地域格差を生じることなく推進されるよう、母子・父子自立支

援員及び母子・父子自立支援プログラム策定員にかかる人件費等事業実施に必要な財源を十分確保し、現況以上に地方へ負担を求めることのないよう配慮してください。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、事業者への積極的な働きかけや必要な財政措置を講じてください。

６　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく施策の実施について

ハンセン病回復者及びその家族が、地域社会から孤立することなく、良好でかつ平穏な生活を営むことができるよう、①ハンセン病問題に関する啓発、②ハンセン病療養所入所者の社会復帰及び療養所退所者に対する社会生活支援の充実に向けて、引き続き国が自ら取り組むとともに、これらの事業を実施する地方公共団体が、継続して取り組むことができるよう必要な財政措置等を講じてください。

７　精神障がい者の運賃割引等について

我が国が批准した障害者権利条約には、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されています。

とりわけ、第２０条（個人の移動を容易にすること）においては、締約国は、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として、「障がい者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と記載されています。

しかしながら、公共交通機関において、身体障がい者及び知的障がい者については運賃割引の対象となっているにもかかわらず、精神障がい者は、一部事業者の取組みにとどまっており、ほぼ対象外です。

障害者基本法では、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっていることからしても、公平性に欠けると考えられます。

ＪＲを始めとする公共交通機関に対し、精神障がい者に運賃割引が適用されるよう、関係省庁と連携して必要な措置を講じてください。

８　大学生等の就職に係る公正な採用選考の取組について

大阪府では、府内の大学、短期大学、高等専門学校の就職業務担当者が集まり、差別のない公正な採用選考の実現に向けて、学生向けポスターの掲示や学生向けリーフレットを配布するなど、大学生等（大学・短大・高等専門校・専修学校専門課程など高等教育機関の在校生及び卒業生、中途退学者を含む）及び企業等に対して「公正な採用選考」に関する啓発等に努めているところです。

全国の大学等においても、大学生等の公正採用への認識をより深めるよう、教職員向けマニュアルを充実するとともにその活用を、文部科学省と連携して要請してください。

また、各大学等の「学生向けのポータルサイト」等を通じ、大学生等への周知が図られるよう啓発のモデル文を作成するなど、文部科学省と連携して働きかけを強化してください。

大学生等の多くがインターネットのナビサイトを通じた就職活動を行っていますが、その運営事業者が就職希望者の内定に係る個人情報を不正に扱っていた事件が発生するなど、引き続き公正採

用について効果的な啓発が求められます。業界団体に加え、ナビサイト事業者に対しても直接、公正な採用選考に反する設問の設定や個人情報の不適切な取り扱いが行われることが無いよう、啓発を行うとともに、ナビサイト事業者自身が「サイトを利用する企業」や大学生等に対して「公正な採用選考の考え方」などをサイト内で啓発するよう、要請を行ってください。

雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するためＩＬＯ第１１１号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めてください。また、現在、批准を妨げている課題を解消するため、国内で法整備が行われていない「募集採用段階における人種・皮膚の色・宗教・民族的出身または社会的出身に基づいて行われる差別を禁止する労働関係法」の早期制定・整備など必要な措置を講じてください。

９　就職困難者等に対する雇用・就労支援施策の構築について

働く意欲は高いものの、就労にあたり様々な課題を抱えた求職者のうち、既存の施策分野における各種制度では制度の狭間となり、支援が十分に行き届かない就職困難者に対し、身近な地域において、それぞれの実情に応じた雇用・就労支援を実現する相談体制を整備するなど、施策の強化・充実が図れるよう予算措置等を含めた新たな措置を講じてください。

また、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援にあたっては、個人の状況に応じた多様な支援が必要であり、企業に対しても雇用環境整備等の支援の仕組みが必要となってくることから、就労支援機能の強化・体制整備等の必要な財政措置を講じてください。

10　戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成２０年５月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成２３年１１月には愛知県で、行政書士等の偽造職務上請求書による全国的な不正請求事件が発覚し、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成２７年３月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じられるとともに、貴省が監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、引き続き指導・啓発を行ってください。

経　済　産　業　省

1　インターネット等を悪用した差別行為の防止について

インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地情報の流布や、外国人・障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載、また、個人の名誉やプライバシーの侵害、新型コロナウイルスに感染された方々やその家族、医療従事者等に対するいわれのない誹謗中傷など、様々な人権侵害が発生しています。

このような差別行為や人権侵害の防止について、国においては、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられますが、海外のサーバから直接情報を発信するケースなど、現行法等では有効な手段をとれない状況を踏まえ、引き続き、事業者の自主的なルール作りや利用者の情報モラルの啓発支援等、インターネットの健全な利用促進に向けた取組を講じてください。

2　差別につながる土地調査への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では、平成２３年１０月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正しました。

差別につながる土地調査の条例での規制は、府の区域内の土地の取引に関連する場合に限られることから、全国レベルで実効性のある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、国民や業界団体に対し、教育啓発をより一層強化するなど、再発防止に向けた措置を講じてください。

3　戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成２０年５月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成２３年１１月には愛知県で、行政書士等の偽造職務上請求書による全国的な不正請求事件が発覚し、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成２７年３月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じてください。

国　土　交　通　省

１　差別につながる土地調査及び宅地建物取引の場における人権問題への対応について

土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、部落差別等につながる情報の収集・報告が行われていたことが判明したことから、部落差別につながる土地調査等を規制するため、大阪府では、平成２３年１０月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の一部を改正しました。

差別につながる土地調査の条例での規制は、府の区域内の土地の取引に関連する場合に限られることから、全国レベルで実効性のある取組ができるよう、国において把握されている土地調査の現状及び実態を踏まえ、人権擁護の観点から関係省庁と連携し、差別につながる土地調査等の規制法の整備など、実効性のある法制度を早期に確立してください。

また、再発防止に向け、関係省庁と連携して関係業界団体を通じた全国事業所への指導及び国民への啓発等について、引き続き適切な措置を講じてください。

さらに、宅地建物取引業者がいわゆる同和地区であるかどうかを調査する行為、及び同和地区であることを教示する行為を「宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為」として、「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」（国の指導監督基準）に盛り込んでください。

また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正法が平成２９年１０月２５日に施行されましたが、現在もなお、高齢者や障がい者などという理由だけで入居拒否をする事案が発生しています。住宅セーフティネット機能の強化という同法改正の趣旨を踏まえ、このような入居拒否について「宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為」として、「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」（国の指導監督基準）に盛り込んでください。

２　戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止について

一部有資格者による「職務上請求書」の不正使用により取得した戸籍謄本等を、報酬を得るために第三者に横流しするという事件が各地で発生しています。この流出した個人情報が、身元調査などに使用されることにより、結婚差別等の極めて悪質な人権侵害を引き起こしかねません。

戸籍謄本等の不正取得の未然防止に向けて、平成２０年５月に改正戸籍法及び改正住民基本台帳法が施行されました。

しかし、平成２３年１１月には愛知県で、行政書士等の偽造職務上請求書による全国的な不正請求事件が発覚し、大阪府においても多数の戸籍謄本等の不正請求が明らかになっています。また、平成２７年３月には、東京都の司法書士が、職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の請求・取得を行っていたとして懲戒処分を受けるなど、引き続き不正請求事件が発生しています。

つきましては、改正戸籍法及び改正住民基本台帳法の趣旨を踏まえ、必要な措置を引き続き講じてください。

３　精神障がい者の運賃割引等について

我が国が批准した障害者権利条約には、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されています。とりわけ、第２０条（個人の移動を容易にすること）においては、締約国は、障がい者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として、「障がい者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と記載されています。

しかしながら、公共交通機関において、身体障がい者及び知的障がい者については運賃割引の対象となっているにもかかわらず、精神障がい者は、一部事業者の取組みにとどまっており、ほぼ対象外です。

障害者基本法では、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は同じ位置付けとなっていることからしても、公平性に欠けると考えられます。

ＪＲを始めとする公共交通機関に対し、精神障がい者に運賃割引が適用されるよう、関係省庁と連携して必要な措置を講じてください。

警　　　　察　　　　庁

1　インターネット上の人権侵害対策取組の強化について

インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地情報の流布や、外国人・障がい者等に対する偏見をあおるような情報の掲載、また、個人の名誉やプライバシーの侵害、新型コロナウイルスに感染された方々やその家族、医療従事者等に対するいわれのない誹謗中傷など、様々な人権侵害が発生しています。

このような状況を踏まえ、人権尊重の視点に立ち、プロバイダや、ポータルサイトを運営する企業等への対応依頼や関係機関等への情報提供など、インターネット・ホットラインセンターによる取組を推進してください。

【別紙5】

申請書等の性別欄の見直しに関する実施調査報告

【目　　的】

　性自認や性的指向などの理由から、悩みや困難を抱える性的マイノリティの人権に配慮し、当事者が抱える課題解決を図ることを目的とします。

【実施概要】

　令和２年４月に依頼した「市民が市に提出する申請書等」及び「市が市民に交付する証明書等」（別紙参照）の性別欄の見直しについて、令和３年３月に引き続き、令和４年３月に実施状況調査を行いましたので、下記のとおり報告します。

　なお、今後も引き続き、申請書等の性別欄の必要性や記載方法について、人権尊重の観点から、調査、研究を進めていきます。

【調査結果】

項目	調査年月 R3.3	調査年月 R4.3	備考
性別欄のある申請書や証明書等	283	286	（R4.3）追加された申請書等 3
削除等見直し不可	225	229	（R4.3）「見直し裁量あり」から「不可」に変更された申請書等 4
削除等見直しの裁量あり	58	57	（R4.3）「見直し裁量あり」から「不可」に変更された申請書等 4／追加された申請書等 3
うち、削除等見直し済	15	46	（R2年度以前）7／（R2年度中）8 （R3年度中）31
うち、今後、見直し	43	11	

※詳細一覧については別紙のとおり

担当課	性別欄を設けている申請書や証明書等の名称	削除の可否	削除済	削除時期	予定【R4.3末時	未実施理由【R4.3末時点】
税務課	所得証明書	可	○	R3.5.1	R3.5	
秘書広報課	市民表彰内申書	可	○	H30.8		
文化財保護課	もずふる応援隊登録申込書 古市古墳群世界文化遺産登録推進連絡会議（羽曳野市・藤井寺市）	可	○	R2.5		
市民課	印鑑登録申請書	可			未定	下記印鑑登録証明書と同時期に対応するのが適当と考えるため。
市民課	印鑑登録廃止届	可			未定	下記印鑑登録証明書と同時期に対応するのが適当と考えるため。
市民課	印鑑登録証明書	可			未定	性別欄の削除にあたっては、印鑑条例の改正に加えて印鑑登録システムの改修が必要となり、改修費用が発生する。予算の問題もあるため、財政状況も考慮しつつ検討する必要があるため。
市民課	本人通知等制度事前登録申込書	可			未定	性別は本人確認に重要な項目で業務上でも慎重に審査する内の一つであるため、現時点では削除せず、今後の近隣自治体の動向を踏まえて検討する。
市民課	本人通知等制度事前登録（変更・廃止）届出書	可			未定	性別は本人確認に重要な項目で業務上でも慎重に審査する内の一つであるため、現時点では削除せず、今後の近隣自治体の動向を踏まえて検討する。
市民課	事前登録者名簿	可			未定	性別は本人確認に重要な項目で業務上でも慎重に審査する内の一つであるため、現時点では削除せず、今後の近隣自治体の動向を踏まえて検討する。
協働人権課	法律相談相談票	可	○	H30.9		
福祉総務課	日常生活用具給付決定通知書	可	○	H27.4		
福祉総務課	藤井寺市小児慢性特定疾病日常生活用具給付申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市タクシー利用券交付申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市在宅重度障害者紙おむつ等給付券交付申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市在宅重度障害者紙おむつ等給付券再交付申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市高齢者・重度身体障害者福祉理美容申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市身体障害者自動車改造助成金交付申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市重度障害者寝具乾燥申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市在日外国人障害福祉金受給申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市障害者自動車運転免許証取得に関する助成制度	可	○	R4.4.1		
高齢介護課	藤井寺市みまもりホットライン利用申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市みまもりホットライン利用登録カード	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市家族介護慰労金給付申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市在宅高齢者給食サービス利用申請書	可	○	R4.3.1		

担当課	性別欄を設けている申請書や証明書等の名称	削除の可否	削除済	削除時期	予定 【R4.3末時	未実施理由【R4.3末時点】
高齢介護課	アセスメント票（藤井寺市在宅高齢者給食サービス）	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市在宅高齢者給食サービス利用可否決定通知書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市在宅高齢者給食サービス利用変更届出書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市在宅高齢者給食サービス利用廃止通知書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市在日外国人高齢者福祉金支給申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市在宅高齢者紙おむつ等給付券交付申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市高齢者寝具乾燥申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市高齢者・重度身体障害者福祉理美容申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市立老人福祉センター（松水苑）利用証	可			R4年度中	他の改正も含め、実施時期を検討中
高齢介護課	様式第１号（第５条関係） 藤井寺市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請書	可			R4年度中	他の改正も含め、実施時期を検討中
高齢介護課	様式第８号（第１１条関係） 藤井寺市地域介護・福祉空間整備等補助金実績報告書	可			R4年度中	他の改正も含め、実施時期を検討中
高齢介護課	様式第１号（第４条関係） 介護保険料延滞金減免申請書	可	○	R4.1.1		
保育幼稚園課	幼稚園入園申込書	可	○	H29.10		
健康課	藤井寺市高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成申請書 （藤井寺市高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業実施要綱・様式第1号）	可	○	H31.4		
健康課	藤井寺市高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種依頼書発行及び費用助成申請書　　　　　　（藤井寺市高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業実施要綱・様式第2号）	可	○	H31.4		
健康課	藤井寺市予防接種済証明書 藤井寺市予防接種実施要綱・様式第7号）	可	○	R1.5		
健康課	介護予防事業参加申込書（新規・継続）	可	○	R3.4		
健康課	胃がん検診予約票	可	○	R3.4		
健康課	大腸がん検診予約票	可	○	R3.4		
健康課	肺がん検診予約票	可	○	R3.4		
健康課	領収書（休日急病診療所の診療代金の領収書）	可			次回印刷時	新たに印刷しなかったため。
健康課	藤井寺市成人歯科健康診査票	検討				
健康課	藤井寺市肝炎ウイルス検査受診券	検討				
健康課	特定健診等の対象とならないかたの健診　受診票（藤井寺市民用）	検討				
健康課	特定健診等の対象とならないかたの健診　受診券A（生活保護）	検討				

担当課	性別欄を設けている申請書や証明書等の名称	削除の可否	削除済	削除時期	予定 【R4.3末時	未実施理由【R4.3末時点】
健康課	特定健診等の対象とならないかたの健診　受診券B（医療保険変更）	検討				
健康課	特定健診・後期高齢者及び住民健診　受診票（藤井寺市民用） 社保用	検討				
健康課	特定健診・後期高齢者及び住民健診　受診票（藤井寺市民用） 藤井寺市国保・後期高齢者医療用	検討				
教育総務課	藤井寺市就学援助申請書・同意書	可	○	R3.4.1		
教育総務課	藤井寺市就学援助（小学校入学準備金）申請書・同意書	可	○	R3.4.1		
教育総務課	医療券交付申請書	可	○	R3.4.1		
教育総務課	学校保健安全法医療券（医科・歯科・調剤）	可	○	R3.4.1		
教育総務課	藤井寺市中学校夜間学級就学援助費受給申請書	可	○	R3.4.1		
学校教育課	（外国籍）就学願書	検討				
学校教育課	（外国籍）就学届	検討				
学校教育課	体験入学願	検討				
学校教育課	就学指定校変更願	検討				
学校教育課	区域外就学願	検討				
学校教育課	住民票の異動を伴わない就学願	検討				
学校教育課	国・府・私立学校入学等に関する 区域外就学届書	検討				
生涯学習課	高齢者憩いの場利用者証	可			未定	他の改正事項に合わせて実施するため
図書館	図書貸出登録申込	可	○	R2.4		
市民病院	診察券	可	○	R3.6		
議会事務局	藤井寺市議会傍聴者アンケート	可	○	R2.5.22		
危機管理室	診断書 （藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第5条関係）	可	○	R4.4		
危機管理室	災害援護資金借入申込書	可	○	R4.4		
危機管理室	災害援護資金償還免除申請書	可	○	R4.4		

【別紙6】

閲覧

インターネット・モニタリング実施集計票

モニタリング実施期間	2020年10月1日から2022年3月31日まで
モニタリングスレッド数	33 スレッド

		権利侵害態様別				
		個人（市民）に対するもの	団体（市・地区）に対するもの	差別的用語	その他	合計
人権課題別	部落差別	11	50			61
	外国人	1				1
	障害者					
	その他	1				1
	合計	13	50	0	0	63
2021年3月31日まで		5	46	0	0	51

（注）重複計上あり

上記のうち削除要請したもの

		権利侵害態様別				
		個人（市民）に対するもの	団体（市・地区）に対するもの	差別的用語	その他	合計
人権課題別	部落差別	11	50			61
	外国人	1				1
	障害者					0
	その他	1				1
	合計	13	50	0	0	63
2021年3月31日まで		3	31	0	0	34

（注）重複計上あり

前回削除要請したもののうち削除されたもの

		権利侵害態様別					
		個人（市民）に対するもの	団体（市・地区）に対するもの	差別的用語	その他	合計	
人権課題別	部落差別	10	41			51	
	外国人					0	
	障害者					0	
	その他					0	削除割合
	合計	10	41	0	0	51	81.0%
2021年3月31日まで		3	26	0	0	29	66.7%

（注）重複計上あり